

地方税法等の改正

目 次	
一 平成22年度地方財政計画……………	688
二 平成22年度の地方税収見込み……………	690
三 総則……………	695
四 個人住民税……………	695
五 地方法人課税……………	705
六 法人事業税……………	709
七 不動産取得税……………	710
八 自動車税……………	718
九 自動車取得税……………	719
十 暫定税率等……………	720
十一 固定資産税及び都市計画税……………	722
十二 国有資産等所在市町村交付金……………	728
十三 道府県たばこ税及び市町村たばこ税 ……………	729
十四 事業所税……………	730
十五 国民健康保険税……………	730
十六 地方税における税負担軽減措置等の 透明化……………	731

はじめに

平成22年度の税制改正は、民主党と国民新党、社民党との連立政権である鳩山政権発足後初めての改正でした。政権交代に伴い税制改正の検討過程も従来から大きく変わり、政務メンバーからなる政府税制調査会が閣議決定で設置され、政府与党一体として一元的にオープンな場で議論が行

われました。その後、平成21年12月22日に政府税制調査会が取りまとめ、閣議決定された「平成22年度税制改正大綱～納税者主権確立に向けて～」を受けて、平成22年2月9日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出されました。同法律案は、同年3月24日に可決・成立し、同月31日に公布されました。

一 平成22年度地方財政計画

地方税の具体的な改正内容に入る前に、まず今回の税制改正の背景である地方財政の状況に触れることとします。

地方財政計画とは、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額」に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表されるものです。平成22年度地方財政計画は、平成22年2月9日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入歳出の項目別の内訳については、資料1のとおりです。計画額は、82兆1,268億円で、対前年度比△4,289億円(△0.5%)となっています。

歳入のうち、地方税は32兆5,096億円で、対前年度比△3兆6,764億円(△10.2%)、地方譲与税は1兆9,171億円で、対前年度比+4,553億円(+31.1%)となっています。また、地方交付税は16兆8,935億円で、対前年度比+1兆733億円(+6.8%)、国庫支出金は11兆5,663億円で、対前年度比+1兆2,647億円(+12.3%)、地方債は13兆4,939億円で、対前年度比+1兆6,610億円(+14.0%)となっています。

以下では、総務省から公表されている平成22年度地方財政計画の策定方針のうち税制改正に関係する部分を引用することとします。

「平成22年度においては、極めて厳しい地方財

(資料1)

平成22年度地方財政計画歳入歳出一覧表

(単位：億円、%)

	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A) - (B) (C)	伸率 (C)/(B)
(歳入)				
地方税	325,096	361,860	△ 36,764	△ 10.2
地方譲与税	19,171	14,618	+4,553	+31.1
地方特例交付金等	3,832	4,620	△ 788	△ 17.1
地方交付税	168,935	158,202	+10,733	+6.8
国庫支出金	115,663	103,016	+12,647	+12.3
地方債	134,939	118,329	+16,610	+14.0
使用料・手数料	13,126	15,859	△ 2,733	△ 17.2
雑収	40,506	49,053	△ 8,547	△ 17.4
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5
(歳出)				
給与関係経費	216,864	221,271	△ 4,407	△ 2.0
退職手当以外	194,064	197,652	△ 3,588	△ 1.8
退職手当	22,800	23,619	△ 819	△ 3.5
一般行政経費	294,331	272,608	+21,723	+8.0
補助	144,313	122,887	+21,426	+17.4
単独	138,285	138,285	+0	+0.0
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	11,733	11,436	+297	+2.6
地方再生対策費	4,000	4,000	+0	+0.0
地域雇用創出推進費	0	5,000	△ 5,000	皆減
地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	0	+9,850	皆増
公債費	134,025	132,955	+1,070	+0.8
維持補修費	9,663	9,678	△ 15	△ 0.2
投資的経費	119,074	140,617	△ 21,543	△ 15.3
直轄・補助 単独	50,391	59,809	△ 9,418	△ 15.7
公営企業繰出金	68,683	80,808	△ 12,125	△ 15.0
企業債償還	26,961	26,628	+333	+1.3
企業債償還費	17,454	17,616	△ 162	△ 0.9
その他	9,507	9,012	+495	+5.5
水準超経費	6,500	12,800	△ 6,300	△ 49.2
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5
(一般歳出)	663,289	662,186	+1,103	+0.2

政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要

な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成22年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 地方税については、支え合う社会を実現する

とともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。

2 地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等1,761億円については、法律の定めるところにより平成28年度以降の地方交付税の総額に加算する。

(2) これに基づき、平成22年度の財源不足見込額18兆2,168億円については、次により完全に補てんする。

ア 地方交付税については、平成20年度分の精算による6,596億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により7兆6,291億円（うち「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額9,850億円、平成21年度において別枠で加算した1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算額5,000億円（平成20年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第3項）、同法附則第4条の2第3項の加算額866億円、同条第4項の加算額6,695億円、臨時財政対策特例加算額5兆3,880億円）増額する。

また、平成22年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,812億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金3,700億円を活用する。

イ 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を7兆7,069億円発行する。

ウ 建設地方債（財源対策債）を1兆700億円増発する。

(3) 上記の結果、平成22年度の地方交付税については、16兆8,935億円（前年度に比し1兆733億円、6.8%の増）を確保する。

（以下、地方債、財源の重点配分、公債費負担、地方公営企業、地方行財政運営の合理化に係る部分は、省略）」

二 平成22年度の地方税収見込み

平成22年度の地方財政計画における地方税収見込額は資料2のとおりです。

平成22年度の地方税収総額は、税制改正による増減収額（差引き299億円の増収、資料3参照）込みで32兆5,096億円（地方法人特別譲与税1兆

2,936億円を含めた実質ベースでは33兆8,032億円）あり、前年度当初見込額（36兆1,860億円）に比べ、3兆6,764億円の減（△10.2%）（地方法人特別譲与税を含めた実質ベースでは3兆1,924億円）（△8.6%）となっています。

道府県税と市町村税に分けてみると、道府県税が12兆9,226億円で前年度当初見込額（15兆4,218億円）に比べ、2兆4,992億円の減（△16.2%）、市町村税が19兆5,870億円で前年度当初見込額（20兆7,642億円）に比べ、1兆1,772億円の減（△5.7%）となっています。

(資料2)

平成22年度地方税収入見込額

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成21年度当初見込額 (A)	平成21年度当初見込額に対する現行法による増減(△)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	平成22年度 税制改正による増減(△)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	平成21年度当初見込額に対する増減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	154,218	△ 25,057	129,161	82	△ 17	65	129,226	△ 24,992	83.8	39.8
2. 市町村税	207,642	△ 12,006	195,636	235	△ 1	234	195,870	△ 11,772	94.3	60.2
3. 計	361,860	△ 37,063	324,797	317	△ 18	299	325,096	△ 36,764	89.8	100.0

地方法人特別譲与税	8,096	4,853	12,949		△ 13	△ 13	12,936	4,840	159.8	3.8
再 計	369,956	△ 32,210	337,746	317	△ 31	286	338,032	△ 31,924	91.4	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成21年度当初見込額 (A)	平成21年度当初見込額に対する現行法による増減(△)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	平成22年度 税制改正による増減(△)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	平成21年度当初見込額に対する増減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	135,100	△ 22,374	112,726	82	△ 18	64	112,790	△ 22,310	83.5	34.7
2. 市町村税	226,760	△ 14,689	212,071	235		235	212,306	△ 14,454	93.6	65.3
3. 計	361,860	△ 37,063	324,797	317	△ 18	299	325,096	△ 36,764	89.8	100.0

地方法人特別譲与税	8,096	4,853	12,949		△ 13	△ 13	12,936	4,840	159.8	3.8
再 計	369,956	△ 32,210	337,746	317	△ 31	286	338,032	△ 31,924	91.4	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成21年 度当初見 込額 (A)	平 成 22 年 度							(G)/(A) ×100 (%)
		平成21年 度当初見 込額に 対する現 行法に よる増 減(△) 収見込額 (B)	現行法に よる収 入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法に よる収 入見込額 (C)+(F) (G)	平成21年 度当初見 込額に 対する増 減(△)収 額 (G)-(A)	
				地方税 制の改 正によ るもの (D)	国税の 改正に 伴うも の (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(Ⅰ) 普通税									
1. 道府県民税	59,830	△ 7,924	51,906				51,906	△ 7,924	86.8
個人均等割	606	△ 1	605				605	△ 1	99.8
所得割	47,906	△ 4,601	43,305				43,305	△ 4,601	90.4
法人均等割	1,419	△ 19	1,400				1,400	△ 19	98.7
法人税割	5,801	△ 1,720	4,081				4,081	△ 1,720	70.3
利子割	2,767	△ 784	1,983				1,983	△ 784	71.7
配当割	1,117	△ 739	378				378	△ 739	33.8
株式等譲渡所得割	214	△ 60	154				154	△ 60	72.0
2. 事業税	32,839	△ 14,016	18,823		△ 20	△ 20	18,803	△ 14,036	57.3
個人	2,143	△ 133	2,010				2,010	△ 133	93.8
法人	30,696	△ 13,883	16,813		△ 20	△ 20	16,793	△ 13,903	54.7
3. 地方消費税	25,464	△ 580	24,884		3	3	24,887	△ 577	97.7
譲渡割	18,493	236	18,729		3	3	18,732	239	101.3
貨物割	6,971	△ 816	6,155				6,155	△ 816	88.3
4. 不動産取得税	4,507	△ 942	3,565	10		10	3,575	△ 932	79.3
5. 道府県たばこ税	2,559	△ 208	2,351	77		77	2,428	△ 131	94.9
6. ゴルフ場利用税	565	1	566				566	1	100.2
7. 自動車取得税	2,533	△ 242	2,291	△ 5		△ 5	2,286	△ 247	90.2
8. 軽油引取税	8,364	68	8,432				8,432	68	100.8
9. 自動車税	16,470	△ 198	16,272				16,272	△ 198	98.8
10. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	150	△ 102	48				48	△ 102	32.0
普通税計	153,285	△ 24,143	129,142	82	△ 17	65	129,207	△ 24,078	84.3
(Ⅱ) 目的税									
1. 軽油引取税	913	△ 913	—				0	△ 913	皆減
2. 狩猟税	20	△ 1	19				19	△ 1	95.0
目的税計	933	△ 914	19				19	△ 914	2.0
(Ⅲ) 道府県税計	154,218	△ 25,057	129,161	82	△ 17	65	129,226	△ 24,992	83.8
地方法人特別譲与税	8,096	4,853	12,949		△ 13	△ 13	12,936	4,840	159.8
再 計	162,314	△ 20,204	142,110	82	△ 30	52	142,162	△ 20,152	87.6

(単位：億円)

区 分	平成21年 度当初見 込額 (A)	平 成 22 年 度							
		平成21年 度当初見 込額に 対する 現行法 による 増減(△) 収見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法に よる収入 見込額 (C)+(F) (G)	平成21年 度当初見 込額に 対する増減 (△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)
				地方税 制の改 正によ るもの (D)	国税の 改正に 伴うも の (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市町村税									
(Ⅰ) 普通税									
1. 市町村民税	93,211	△ 11,497	81,714		△ 1	△ 1	81,713	△ 11,498	87.7
個人均等割	1,816	△ 1	1,815				1,815	△ 1	99.9
所得割	71,976	△ 6,928	65,048				65,048	△ 6,928	90.4
法人均等割	4,079	21	4,100				4,100	21	100.5
法人税割	15,340	△ 4,589	10,751		△ 1	△ 1	10,750	△ 4,590	70.1
2. 固定資産税	89,099	△ 67	89,032	1		1	89,033	△ 66	99.9
土地	34,548	△ 48	34,500	2		2	34,502	△ 46	99.9
家屋	36,555	942	37,497				37,497	942	102.6
償却資産	17,045	△ 965	16,080	△ 1		△ 1	16,079	△ 966	94.3
純固定資産税小計	88,148	△ 71	88,077	1		1	88,078	△ 70	99.9
交付金	951	4	955				955	4	100.4
3. 軽自動車税	1,743	49	1,792				1,792	49	102.8
4. 市町村たばこ税	7,859	△ 639	7,220	234		234	7,454	△ 405	94.8
5. 鉱産税	18	7	25				25	7	138.9
6. 特別土地保有税	19	4	23				23	4	121.1
普通税計	191,949	△ 12,143	179,806	235	△ 1	234	180,040	△ 11,909	93.8
(Ⅱ) 目的税									
1. 入湯税	239	△ 14	225				225	△ 14	94.1
2. 事業所税	3,252	9	3,261				3,261	9	100.3
3. 都市計画税	12,202	142	12,344				12,344	142	101.2
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	15,693	137	15,830				15,830	137	100.9
(Ⅲ) 市町村税計	207,642	△ 12,006	195,636	235	△ 1	234	195,870	△ 11,772	94.3

(資料3)

平成22年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				1,652	2,476	4,128
(1) 一般扶養控除（年少分）の廃止				1,671	2,506	4,177
(2) 特定扶養控除の見直し				157	235	392
(3) 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入等				△ 57	△ 86	△ 143
(4) 生命保険料控除の改組				△ 119	△ 179	△ 298
2 不動産取得税	10		10	28		28
(1) 分譲施設に係る特例の見直し	0		0	1		1
(2) 非住宅家屋に係る特例の見直し	1		1	16		16
(3) 農地等のあっせん等に係る特例の廃止	1		1	1		1
(4) 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る特例の廃止	4		4	4		4
(5) (独)都市再生機構に係る特例の廃止	3		3	3		3
(6) その他	1		1	3		3
3 自動車取得税	△	5	△ 5	△ 27		△ 27
環境性能に優れた中量車の特例対象への追加	△	5	△ 5	△ 27		△ 27
4 固定資産税		1	1		42	42
(1) 外資埠頭公社から民営化した会社が取得した一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の創設		0	0	△	1	△ 1
(2) 国内路線に就航する航空機に係る特例措置の拡充	△	2	△ 2	△	9	△ 9
(3) 公害防止用施設に係る特例措置の見直し		0	0		7	7
(4) 廃棄物再生処理用設備に係る特例措置の見直し		0	0		2	2
(5) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る特例措置の見直し		3	3		3	3
(6) PFI法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が整備する一定の公共施設に係る特例措置の見直し		0	0		2	2
(7) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る特例措置の見直し		0	0		18	18
(8) 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る特例措置の見直し		0	0		3	3
(9) 外資埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し		0	0		6	6
(10) 信頼性向上施設整備事業に新設された電気通信設備等に係る特例措置の廃止		0	0		8	8
(11) その他		1	1		3	3
5 地方たばこ税	77	234	311	205	628	833
税率の引上げ	77	234	311	205	628	833
6 都市計画税		0	0		2	2
(1) 外資埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し		0	0		1	1
(2) その他		0	0		1	1
合 計	82	235	317	1,858	3,148	5,006

国税の税制改正に伴うもの	△	17	△	1	△	18	△	122	△	58	△	180
個人住民税		0		0		0	△	44	△	66	△	110
法人住民税		0	△	1	△	1		3		8		11
法人事業税	△	20			△	20	△	91			△	91
地方消費税		3				3		10				10
再 計		65		234		299		1,736		3,090		4,826

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△	13			△	13	△	65			△	65
再々計（地方法人特別譲与税を含む合計）		52		234		286		1,671		3,090		4,761

（注） 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

三 総 則

1 法人住民税等に係る還付加算金の起算日の改正

更正、決定若しくは賦課決定又は（国税の決定等を受けた地方税の申告である）義務的修正申告等が行われ、のちに減額更正が行われた場合は、過納となった金額を還付することとなりますが、この還付金について、過納となった金額を納付した日の翌日から起算して還付加算金を計算することとしており（旧地法17の4①一）、期限後申告の場合などその他の場合は、基本的には、減額更正をした日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日を起算日として還付加算金を計算すること

としていました（旧地法17の4①四）。

今回の改正において、法人住民税又は法人事業税について国税の更正、決定を受けた場合、法人住民税については更正、決定によって納付すべき国税を納付すべき日までに、法人事業税については更正、決定の通知をした日から1月以内に、それぞれ期限後申告（地法53②、72の33①、321の8②）をした場合、義務的修正申告の場合と同様、地方税法第17条の4第1項第1号を適用し、過納となった金額を納付した日の翌日から起算して還付加算金を計算することとされました（地法17の4①一）。

四 個人住民税

1 諸控除の見直し

(1) はじめに

平成22年度税制改正における個人所得課税の諸控除の見直しについては、①一般扶養控除（16歳未満、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除）、②特定扶養控除（16歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除）、③配偶者控除、給与所得控除、公的年金等控除等の諸控除など、

の3つに分けることができます。また、さらに、①の一般扶養控除については、子ども手当の支給対象と重なる16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（以下「年少扶養控除」といいます。）と23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（通称「成年扶養控除」）を区別して議論が進められました。

①の一般扶養控除については、政権政策マニフェストにおいて、『「控除」から「手当」へ転

換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設」とされたことが議論の出発点となっています。個人住民税における扶養控除等の取扱いは、民主党マニフェスト上は明らかではありませんでしたが、個人住民税の性格、個人住民税と所得税の関係など所得税が民主党マニフェストに記述されているような見直しを実施した場合、国・地方を通じたわが国の所得課税体系上、個人住民税の扶養控除等はどうあるべきなのかといった点が論点となりました。また、必ずしも税制上の議論とは言えないかもしれませんが、どのような理由で個人住民税の一般扶養控除等の見直しを行うのかについても、一つの重要な論点となりました。

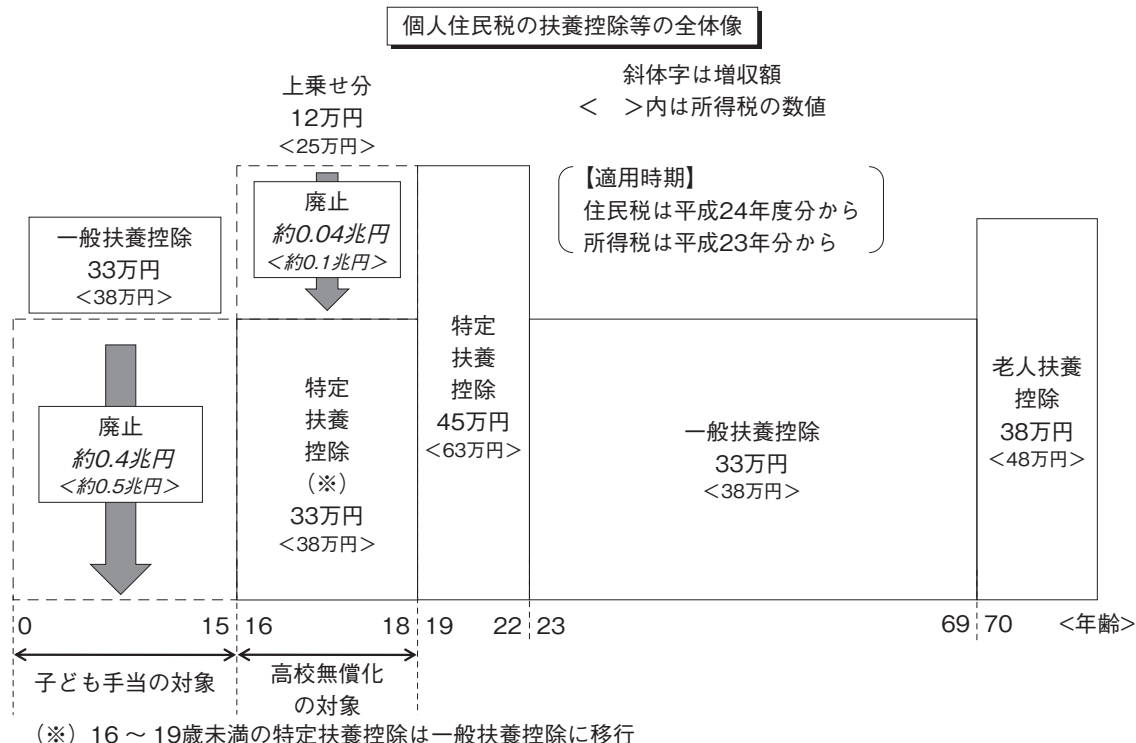
②の特定扶養控除については、高校の実質無償化との関係をどのように考えるべきかという点が重要な論点となりました。

③のその他の諸控除については、配偶者控除など広く意見を聴取する必要があると考えられるものが含まれていることなどから、本格的な議論は翌年度以降とされました。

最終的には、

- ・ 年少扶養控除を廃止
- ・ 特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満の扶養親族に係るものの、いわゆる上乗せ部分（一般扶養控除の控除額を上回る部分。住民税では12万円）を廃止
- ・ その他については来年度以降さらに議論ということとなりました（資料4）。

（資料4）



(2) 一般扶養控除

① 制度の概要

個人住民税の一般扶養控除は、控除対象に

ついては、所得税と同一であるものの、控除額については、所得税が一般扶養親族一人当たり38万円であるのに対し、住民税は同33万

円となっています（地法34①十一、314の2①十一）。一般扶養控除は、個人住民税では現行の課税方式に移行して以来の控除であるほか、所得税における一般扶養控除の創設は大正9年にまで遡る歴史の長い控除となります。その目的は、扶養親族を有する納税者の税負担能力の減殺を調整するものとされており、適用対象者は、個人住民税の納税者ベースで約1,200万人、扶養親族ベースで約1,800万人（いずれも平成20年度課税ベース）と、多くの納税者に影響がある基礎的な人的控除です。

② 経緯

前述のとおり、個人住民税の一般扶養控除の取扱いについては、民主党マニフェストでは取り上げられていなかったこと等から、当初は、所得税の一般扶養控除が廃止された場合でも、個人住民税の一般扶養控除については存続することになるのではないかと、という見方もありました。その一方で、以下のような考え方もありうる状況でした。

- ・ 住民がその能力に応じて負担を分任するという「地域の会費」的性格を有する個人住民税の所得控除については、控除項目・控除額ともに所得税の所得控除の範囲内として制度設計してきたことをどう考えるか。
- ・ 同じ所得に課する税である所得税で扶養控除が廃止された一方、個人住民税で扶養控除が存続した場合、その扶養控除はどのような性格・趣旨をもった控除と説明すればよいのか。
- ・ 国家財政と同じく危機的状況にある地方財政の現状やそのような危機的状況下であっても各地方団体が保育所の運営等子育て支援策の充実に努力している現状を考えると個人住民税の充実を図るべきではないか。このように、所得税の一般扶養控除と異なり、当初、住民税の一般扶養控除の取扱いに関する方針は必ずしも明確でなく、住民税の基本的性格や国税・地方税を通じたわが国の

所得課税として所得税と住民税の控除体系はどうあるべきかなどの基本的な方向性を含めて、政府税制調査会において議論されることとなりました。

総務省からは、「所得税の扶養控除等について見直しを検討する場合には、住民税と所得税の税体系上の整合性の観点から、住民税についても検討することが必要ではないか。その際には、「地域社会の会費」としての性格を有する個人住民税の人的控除については、なるべく多くの住民に住民税を負担いただくため、控除の項目・金額ともに所得税の範囲内としてきたことをどう考えるか」という論点が政府税制調査会において提示されました。

議論の大勢としては、所得税と住民税の税体系上の整合性を確保することについて大きな異論はなく、所得税・住民税がそろって一般扶養控除を廃止する方向となりましたが、一部の委員から、個人住民税は社会保障制度の保険料等の算定基礎等となっているケースもあり、個人住民税が増加するとそのような保険料等に影響がでるのではないかと（実際には所得税にも同様の問題があります）といった意見など個人住民税の一般扶養控除の取扱いについて慎重な意見もありました。この問題については、「（個人住民税の扶養控除等の見直しにより影響が生じる）制度の所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じる」とこととされ、関係各府省における適切な検討が期待されるところです。この問題に対応するため、政府税制調査会に、「控除廃止の影響に係るPT」（座長：小川総務大臣政務官）が設置され、「特定扶養控除の上乗せ部分の廃止により影響が生じる諸制度について、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を検討し、その結果を税制調査会に報告する」とこととされています。

このような議論を経て、住民税の基本的性格を踏まえ、税体系上の整合性等の観点から、

所得税の扶養控除見直しと併せて、住民税についても扶養控除の見直しを行うことが基本的な方向性となりましたが、扶養控除をどのように見直すかという点について、所得税・個人住民税共通の問題として、一般扶養控除のうち、年少扶養控除の対象者については、子ども手当の支給対象者と重なるため、民主党マニフェストの内容を踏まえると、負担がネットで増加することはありませんが、成年扶養控除の対象者については、子ども手当の支給対象者ではないため負担が増加することから、成年扶養控除については存続すべきであるという意見が強く主張されました。

このような主張に対し、働きたくても働けない障害等を有する成年扶養親族については一般扶養控除を維持するほか、現在、成年扶養控除によって税額が生じていない納税者については引き続き税額が生じないようにする税額控除を設けるといった案が財務省から提示されるなどの検討が行われました。

③ 改正の内容

最終的には、今回の改正において、所得税・個人住民税ともに、一般扶養控除のうち年少

扶養控除のみを廃止し（地法34①十一、314の2①十一）、成年扶養控除については、来年度以降さらに議論することとなりました。なお、この見直しは平成24年度分の個人住民税から適用することとされています（改正地法附則1五）。

(3) 特定扶養控除

① 制度の概要

個人住民税の特定扶養控除は、控除対象は所得税と同じであるものの、控除額は、所得税が63万円であるのに対し、個人住民税は45万円となっています（地法34①十一、314の2①十一）。したがって、一般扶養控除との上乗せ額としては、所得税は一般扶養控除：38万円+25万円、個人住民税は一般扶養控除：33万円+12万円となっており、個人住民税におけるいわゆる上乗せ額は、所得税における上乗せ額の2分の1となっています（資料5）。この上乗せ額の設定は、特定扶養控除制度創設以来のものです。これは個人住民税の基本的性格に由来するものであると考えられます。

（資料5）

個人住民税の特定扶養控除

- 所得税において扶養控除の割増控除として特定扶養控除が創設されたことと併せて、住民税でも特定扶養控除を創設。 ※ 所得税はH元から、住民税はH2から適用。
- 控除額は「住民税の一般扶養控除（33万円）+所得税の割増控除額×概ね50%」。

（単位：万円）

個人住民税	H元	H2	H3～H4	H5	H6	H7～H9	H10	H11	H12～
特定扶養控除	—	35	36	36	39	41	41	43	45
一般扶養控除	28	30	31	31	31	33	33	33	33
上乗せ額	0	5	5	5	8	8	8	10	12

（参考） 所得税

特定扶養控除	45	45	45	50	50	53	58	63	63
一般扶養控除	35	35	35	35	35	38	38	38	38
上乗せ額	10	10	10	15	15	15	20	25	25

※ 住民税は所得税の一年遅れで適用。

② 経緯

特定扶養控除の見直しについては、民主党マニフェストにおいて、特定扶養控除は存続するとされていましたが、税制調査会においては、当初、特定扶養控除の上乗せ部分は教育費が嵩むことを理由に導入されたものであることを考えると、高校の実質無償化が実現すれば、この上乗せ部分のうち16歳から19歳未満の扶養親族に係る部分を存続する理由はなくなるのではないか、といった問題提起がなされました。この問題提起に対しては、税調メンバーから強い反対意見が出され、今年度改正については特定扶養控除の議論は見送る方向となりました。

しかしながら、その後、文部科学省から、高校の実質無償化との関係で16歳から19歳未満の扶養親族の特定扶養控除の上乗せ分を廃止してほしいとの提案がなされました。

③ 改正の内容

最終的に、今回の改正において、所得税・住民税ともに、同上乘せ部分を廃止することとされました（地法34①十一、314の2①十一）。なお、この見直しは平成24年度分の個人住民税から適用することとされています

（改正地法附則1五）。

この特定扶養控除の上乗せ部分の一部廃止の理由についても、個人住民税については、所得税との税体系上の整合性の観点等から行われているものとされています。

(4) その他

年少扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴い、次のような措置を講じることとされました。

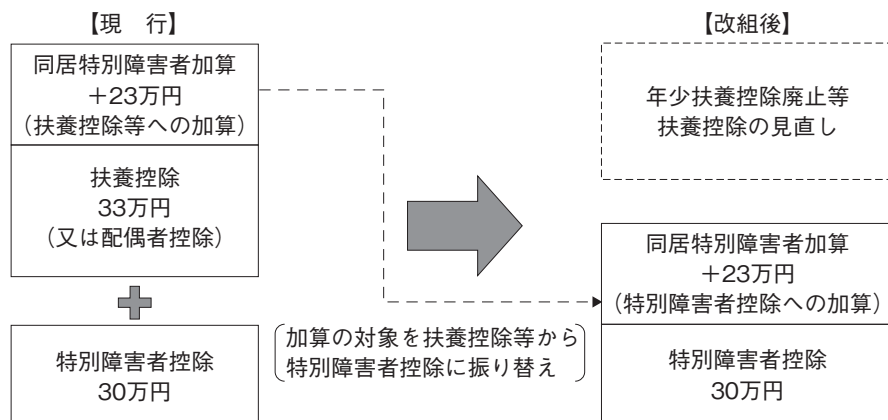
① 同居特別障害者加算の特例の改組

扶養控除の見直しに伴い、「扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算の特例措置」（加算額23万円）を、「特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額」に改組することとされました（地法34④⑤、314の2④⑤）。これは、同居特別障害者加算を行う対象である扶養控除が一部廃止されるため、加算そのものが制度上不可能となるため、加算の対象を特別障害者控除に振り替えることとされたものです（資料6）。また、この見直しは平成24年度分の個人住民税から適用することとされています（改正地法附則1五）。

（資料6）

個人住民税の同居特別障害者加算の改組

＜特別障害者である同居の扶養親族（又は控除対象配偶者）に係る所得控除＞



② 年少扶養控除廃止後における扶養情報の把握方法

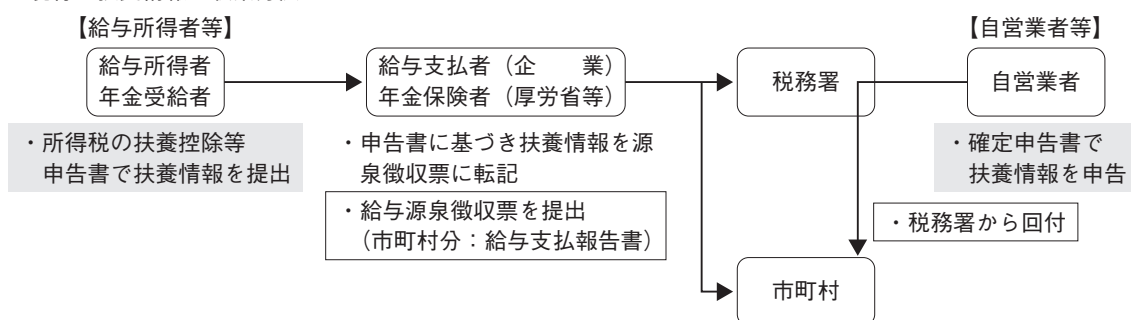
住民税の非課税限度額制度等に活用するため、年少扶養控除の廃止等の後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を実施することとされています。年少扶養控除の廃止に伴い、所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなく

なりますが、個人住民税については、個人住民税独自の仕組みとして、非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準額の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要があります（資料7）。

（資料7）

年少扶養控除廃止後における扶養情報の把握方法

＜現行の扶養情報の収集方法＞



- ・ 現行制度上、住民税の扶養控除適用に必要な情報は、所得税と一体的に収集（納税者の事務負担を軽減するため、所得税と住民税それぞれで必要な情報を収集することは原則行わない）。
- ・ しかし、所得税の年少扶養控除廃止によって、所得税法上では、年少扶養親族の情報を収集しないことになる。

【対応策のイメージ】

- ・ 国税当局の協力を得て、扶養親族の情報に関する現行の情報収集の仕組みを維持する。
- ・ そのため、扶養親族の情報収集に関する根拠を地方税法に規定。

そこで、市町村が引き続き従来通り扶養親族に関する情報を把握できるよう所要の措置を講じることとされました。具体的には、現行の所得税法における年少扶養親族に関する情報の収集に係る規定を地方税法に設け、給与の支払を受ける者等はこの地方税法の規定に従って、15歳以下の扶養親族に関する情報を、「扶養親族申告書」に記入し、給与支払者を經由して、申告時の住所地市町村長に当該申告書を提出することとされました（地法45の3の2、45の3の3、317の3の2、317の3の3）。

なお、事業所得者等所得税の確定申告を行う者については、住民税に関する附記事項として、15歳以下の扶養親族に関する情報を記入することとされており、住民税の申告のみを行う者については、住民税の申告書に、15歳以下の扶養親族に関する情報を記入することとされています（地法45の2①七、317の2①七）。

これらの見直しは平成24年度分の個人住民税から適用することとされています（改正地法附則1五）が、扶養親族申告書の提出については、平成24年度分の個人住民税の課税対

象所得が発生する平成23年1月から適用されることとされています（改正地法附則1三）。

③ 年少扶養控除廃止等を行った場合の調整控除への影響

現行の調整控除については、税源移譲前の税率で計算した所得税と住民税の総負担額と税源移譲後の税率で計算した総負担額が一致するよう調整するため、税源移譲に伴い導入した税額控除です。調整控除は、住民税の人的控除が、所得税よりも小さいため、同じ所得の者であっても、住民税の方が課税所得が人的控除の差の分だけ大きくなり、その結果、所得税の税率を5%引き下げ、住民税の税率を5%引き上げた場合であっても、所得税と住民税の税負担が増加してしまうことに対応

するために講じられた措置とされています（地法37、314の6）。

基本的には、各納税者の所得税と個人住民税の人的控除の差の合計額に5%を乗じた金額を税額控除することとされています（課税所得200万円以下の場合）が、今回の改正によって、年少扶養控除や16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分に係る人的控除の差がそもそも生じないこととなるため、当該控除差に係る調整控除の額は算定できなくなり、結果として、調整控除の算定基礎から除外されることとされました（資料8）。

また、この見直しは平成24年度分の個人住民税から適用することとされています（改正地法附則1五）。

（資料8）

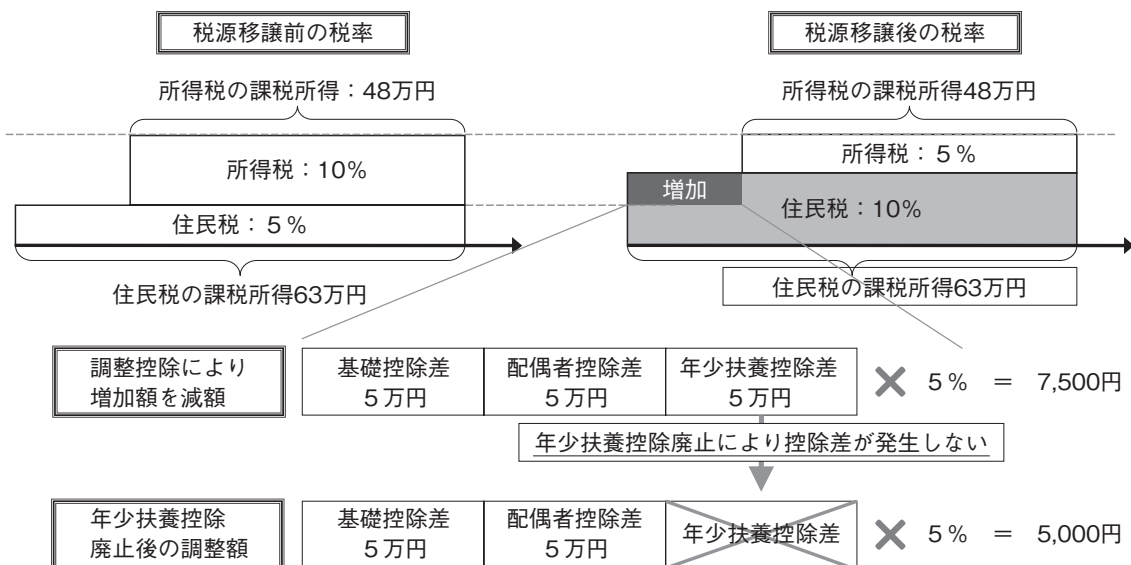
年少扶養控除廃止等を行った場合の調整控除への影響

調整控除とは、税源移譲前の税率で計算した所得税＋住民税の総負担額と、税源移譲後の税率で計算した総負担額が一致するよう調整するため、税源移譲に伴い導入した税額控除。

【給与収入300万円の夫・妻（控除対象配偶者）・15歳以下の子一人の場合】

住民税の人的控除の方が小さい分だけ住民税の課税所得が大きくなる。

	基礎控除	配偶者控除	年少扶養控除
所得税	38万円	38万円	38万円
住民税	33万円	33万円	33万円



2 金融証券税制

(1) 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に併せて、平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座（以下「非課税口座」といいます。）内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とすることとされました。ただし、当該非課税口座を開設できるのは1人につき1年1口座、当該非課税口座で受け入れることが

できる上場株式等は取得価格ベースで100万円以内に限られます。

この非課税口座の創設については、地方税法上、非課税となる上場株式等に係る譲渡所得に関する所得計算の特例に関する規定を設けるものの（地法附則35の3の2）、基本的には、租税特別措置法において非課税とされることから、地方税法において特段の非課税規定を置くことなく、個人住民税においても非課税とされています。

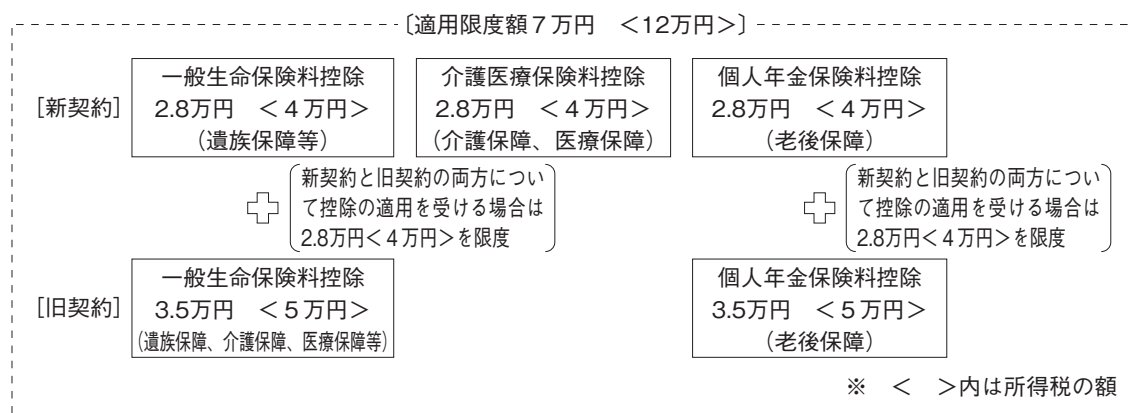
(2) 生命保険料控除

生命保険料控除については、保険ニーズの多様化や社会保障制度を補完する分野の重要性を踏まえ、次のような見直しを行うこととされました（資料9）。

（資料9）

生命保険料控除の改組（個人住民税）

- 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円（現行：7万円）とする。
- (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除
新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。
- (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除
従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額3.5万円）を適用する。
- ※ 上記の改正は、平成25年度分以後の個人住民税に適用する。



まず、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）に関して、生命保険、医療保険、介護保険などを対象とした一般生命保険料控除の枠を分離し、医療保険、

介護保険を対象とした控除（介護医療保険料控除）を新たに設けることとし、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の両控除について控除限度額を3.5万円から2.8万円に引き下げ（所

得税においては5万円から4万円に引き下げ)、介護医療保険料控除の控除限度額も同様に2.8万円(所得税においては4万円)とされました(地法34①五、五の二、314の2①五、五の二)。

各保険料控除の控除額の計算については、年間の支払保険料等が、①12,000円以下の場合は支払保険料等の全額、②12,000円超32,000円以下の場合は支払保険料等 $\times 1/2 + 6,000$ 円、③32,000円超56,000円以下の場合は支払保険料等 $\times 1/4 + 14,000$ 円、④56,000円超の場合は28,000円(一律)とされます(地法34①五イ(1)、ロ、ハ(1)、314の2①五イ(1)、ロ、ハ(1))。

また、新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用することとされています。

次に、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除と同様の取扱いとすることとしています。

具体的には、各保険料控除の控除額の計算については、年間の支払保険料等が、①15,000円以下の場合は支払保険料等の全額、②15,000円超40,000円以下の場合は支払保険料等 $\times 1/2 + 7,500$ 円、③40,000円超70,000円以下の場合は支払保険料等 $\times 1/4 + 17,500$ 円、④70,000円超の場合は35,000円(一律)となります(地法34①五イ(2)、ハ(2)、314の2①五イ(2)、ハ(2))。

さらに、新契約と旧契約の双方に係る保険料等を支払っており、保険料控除の適用を受ける場合にあっては、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除それぞれについて(介護医療保険料控除は新契約のみに適用されます。)、新契約に係る支払保険料等につき上記の計算で求めた控除額を合計して控除額と旧契約に係る支払保険料等につき上記の計算で求めた控除額を合計して控除額とする(上限はそれぞれ2.8万円)こととされました(地法34①五イ(3)、ハ(3)、314の2①五イ(3)、ハ(3))。

これにより、個人住民税の合計適用限度額は

単純に合計すると現行の7万円を超えることとなりますが、個人住民税においては、住民がその能力に応じ広く負担を分かちあうという性格、すなわち「地域社会の会費」であるという性格から政策的控除の拡大は厳に慎むべきものであるため、現行の合計適用限度額7万円(一般生命保険料控除分3.5万円+個人年金保険料控除分3.5万円)を上回るような拡充は不適當であることから、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円とすることとされました(所得税の合計適用限度額は単純合計と同じく12万円であり、現行の合計適用限度額の10万円に比べて拡大しています。)(地法34①五、314の2①五)。

なお、新契約に係る生命保険料控除が個人住民税に適用されるのは、平成25年度以降となります(地法附則1七)。

3 土地税制

(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長

平成21年12月31日までの間、個人が所有期間5年を超える居住用財産(居住用家屋及びその敷地等)の譲渡を行い、一定期間内に居住用財産の取得をして自己の居住の用に供した場合(譲渡日の前年の1月1日から譲渡日の翌年12月31日までの間に取得をして、取得日からその翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供する見込みである場合)において、その譲渡した資産に係る譲渡損失が発生したときは、その譲渡損失につき、一定の要件の下で、申告により、その年度及び翌年度以後3年間にわたり他の所得との損益通算及び繰越控除を行うことが可能とされています(地法附則4)。

この制度は所得税においても同様(措法41の5)ですが、今回の税制改正においては、この措置を2年間延長することとされ、平成23年12月31日まで適用することとされました(地法附則4①)。

(2) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長

平成21年12月31日までの間、個人が所有期間5年超の居住用財産の譲渡をした場合において、その譲渡した資産に係る特定の譲渡損失が発生したときは、その譲渡損失につき、一定の要件の下で、申告により、その年度及び翌年度以後3年間にわたり他の所得との損益通算及び繰越控除を行うことが可能とされています（地法附則4の2）。

この制度は所得税においても同様（措法41の5の2）であります。今回の税制改正においては、この措置を2年間延長することとされ、平成23年12月31日まで適用することとされました（地法附則4の2①）。

4 その他

(1) 65歳未満の公的年金等に係る所得割の徴収方法の見直し

平成20年度税制改正において公的年金からの特別徴収制度（年金特徴）が創設され、平成21年10月から実施されています。これにより、65

歳以上の公的年金受給者については、「年金に係る税は年金から」という考えのもと、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を、原則としてその年金給付から特別徴収の方法によって徴収することとされましたが、それに伴い、公的年金等所得に係る所得割額については、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができなくなりました。

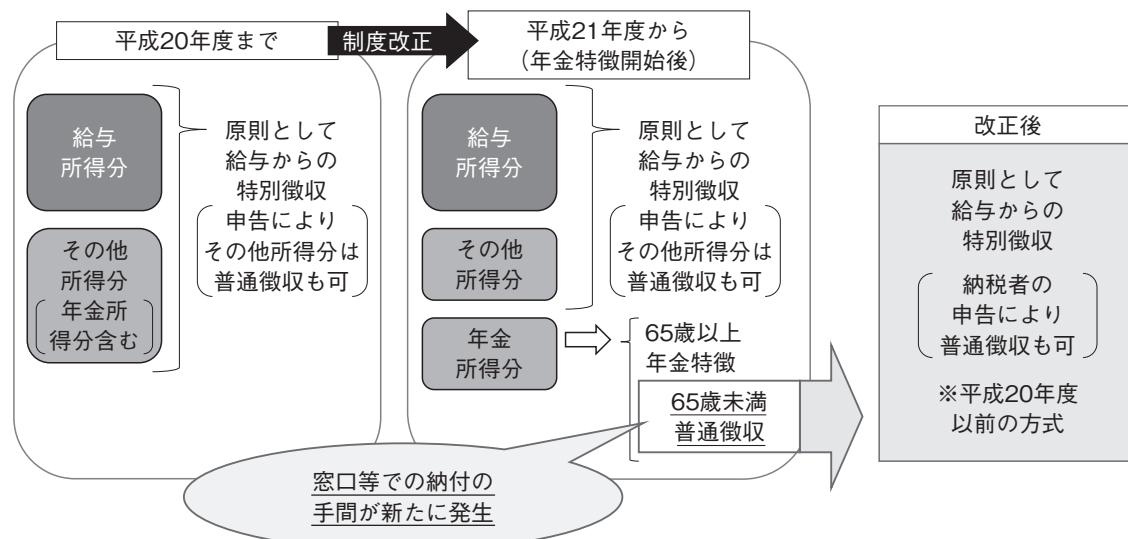
この結果、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、公的年金等所得に係る所得割額を、普通徴収の方法によって徴収されることになり、新たに納税の手間が生じることとなりました。

そこで、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、納税の便宜等を図る観点から、公的年金等所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別の方法により徴収することができることとされました（地法321の3、321の4、321の7の2）（資料10）。

（資料10）

65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法（個人住民税）

○ 給与所得とその他所得（年金所得を含む）を有する者の場合



(2) 企業型確定拠出年金における（マッチング拠出）の導入

確定拠出年金制度について、企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆる「マッチング拠出」）の掛金の全額を所得控除の対象（現行の個人型確定拠出年金の個人の掛金に対する特例と同様に、「小規模企業共済等掛金控除」（地法34①四、314の2①四）の対象）とすること

とされました。ただし、対象となる掛金は、事業主拠出の金額の範囲内であり、かつ事業主拠出の金額との合計の金額が「拠出限度額」の範囲内となる範囲とされています。また、これと併せて、中途引き出し要件の緩和や資格喪失年齢の引き上げが認められることとされました（確定拠出年金法の改正法による地方税法等の改正により措置される予定）。

五 地方法人課税

1 グループ法人税制の整備

(1) 国税における改正

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、資本に係る取引等に係る税制（以下「グループ法人税制」といいます。）を整備するため、今回の改正で、法人税法の改正が行われました。

グループ法人税制の大きな柱は、①100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等の取扱い、②中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用、③連結納税制度についての見直し、④清算所得課税の廃止となります。

まず、100%グループ内の法人（完全支配関係（原則として発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいいます。）の資産の譲渡取引については、現在連結納税を選択しているグループにおいて適用している連結法人間取引の損益の調整制度を改組し、100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産がそのグループ外へ移転等した時に、その移転を行った法人において計上する制度とされました。すなわち、100%グループ内の法人間の資産の移転に伴うキャピタルゲイン・ロス、グループ外にその資産が移転されるまで繰り延べられることとされました。

次に、中小企業向け特例措置（軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用、貸倒引当金の法定繰入率、交際費等の損金不算入制度における定額控除制度、欠損金の繰戻還付制度）は、その法人が中小法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人）であっても、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人である場合には適用しないこととされました。一定の規模以上の大法人の子会社は実質的に中小企業といえないため、一定の租税特別措置の適用をしないこととされたものです。

そして、連結納税制度の見直しですが、これまでは、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額は、連結納税のもとでは控除できませんでしたが、改正後は、その個別所得金額を限度として、連結納税のもとでの繰越控除の対象に追加することとされました。これまでの制度は、連結納税導入に伴う減収対策として導入されてきましたが、連結納税制度の活用を進める目的もあり、欠損金の持ち込み制限を緩和したものとされています。その他、連結納税制度の使い易さの観点から、完全連結支配関係が生じた日が月の中途であった場合、次の月次決算日の翌日に連結納税の適用の効力が生じるよう選択できる制度の導入等、手続規定が整備されています。

このほか、100%グループ内の法人間での寄附や資本関係取引について連結納税と同様の制度を設け、また、合併類似適格分割型分割を廃止する等、組織再編税制を見直すなど、所要の改正が行われました。

さらに、清算中の法人に対し、清算所得課税を廃止し、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置を講じたうえで、通常の所得課税とすることとされました。これは、現在の残余財産をベースとする清算所得課税では、清算を終了させる際に法人税等の負担が生じましたが、これを所得課税とし、税額の算出にあたり期限切れ欠損金の損金算入を認めることで、清算終了の際の法人税等の負担を大きく軽減し、清算終了を円滑化することを意図したものとされています。

(2) 地方税法における対応

法人住民税及び法人事業税は、法人税額又は法人税の所得の計算の例による所得を課税標準としており、法人税と基本的に取扱いを一にするもののため、地方税法の改正は、外形標準課税等、独自課税を除けば、基本的には法人税法の改正と同様の効果をあらわすことを意図して行うものとなります。

しかしながら、平成14年度の連結納税制度の導入にあたり、法人住民税及び法人事業税については、地域における受益と負担との関係等に配慮して単体法人を納税単位とし、連結納税は採用しないことにしているため、連結適用前の欠損金額は、法人事業税及び法人住民税の計算上、すでに控除していることとされます。そのため、今回の法人税法改正のうち、連結適用前の欠損金額の連結グループへの持込み制限の緩和は、地方税に影響するものではないとされます。

(3) 法人住民税の改正

① 清算所得課税の廃止

法人税法の改正で、改正前の第三章（清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税

の特例）が全削除され、清算所得課税が廃止されることとなりました。今後の清算中の法人の課税は、通常の所得課税に移行することとされます。

法人住民税（法人税割）においても、清算所得課税を廃止し通常の所得課税に移行するため、清算所得に係る申告納付の規定（旧地税法53⑤、321の8⑤）が削除されました。

今後の清算中の法人の法人住民税の申告納付は、地方税法第53条又は第321条の8第1項（普通法人の中間・確定申告納付）、第2項（連結法人の中間申告納付）又は第4項（連結法人の確定申告納付）の規定によることとされます。

② 適格合併等の場合の控除未済個別帰属調整額の引継ぎ

これまでは、適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割）があった場合、被合併法人等（被合併法人又は分割法人）の控除されていない控除対象個別帰属調整額（「控除未済個別帰属調整額」）は合併法人等（合併法人又は分割承継法人）に引き継ぐこととされていました（旧地税法53⑧、321の8⑧）。

今回の法人税法第57条第2項（欠損金の繰越し）、第58条第2項（災害による損失金の繰越し）の改正により、①法人を合併法人とする適格合併が行われた場合と、②法人との間に法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合について、被合併法人等（被合併法人又は当該他の法人）の前7年内の事業年度における控除未済欠損金額又は控除未済災害損失欠損金額が当該法人の欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされることになったため、地方税においても、当該被合併法人等の控除未済個別帰属調整額を当該法人の控除対象個別帰属調整額とみなすこととする改正が行われました。なお、残余財産の確定の場合は、当該法人が有する当該他の法人の発行済株式又は出資の割合に応じ、引き継がれる

控除対象個別帰属調整額が計算されることとされました（地法53⑦、321の8⑦）。

また、改正前は、合併類似適格分割型分割では、すべての控除対象個別帰属調整額が分割承継法人に引き継がれるため、分割法人にはないものとする旨の整理規定を置いていました（旧地法53⑨、321の8⑨）が、今回の法人税法改正で合併類似適格分割型分割の規定が削除されたため、地方税法の規定も併せて削除されました。

控除対象個別帰属税額（地法53⑨～⑪、321の8⑨～⑪）、控除対象還付法人税額（地法53⑫～⑭、321の8⑫～⑭）、控除対象個別帰属還付税額（地法53⑮～⑰、321の8⑮～⑰）についても同様の改正が行われています。

③ 仮装経理に係る還付

仮装経理があり、その後更正によって税額が減額された場合、国税、地方税ともに一定の場合を除き、ペナルティとして即時還付は行わず、5年間の繰越控除後に控除しきれなかった額について還付することされています（法法70、旧地法53⑳、321の8㉑）。

しかし、法人が解散するなど一定の場合には、繰越控除の例外として即時還付することができるとされています。地方税は連結納税を採用していないため、法人税における即時還付事由である連結グループへの加入、離脱（旧法法134の2③二～四）は即時還付事由とせず、解散（適格合併による解散を除きます。）及び旧法人税法第10条第1項第3号の場合（公益法人等となることが解散とみなされる場合）のみ、即時還付をすることとされています（旧地法53㉒、321の8㉓）。

今回の改正において、適格合併による解散を除く解散のケースが細分化され、①残余財産の確定、②合併（適格合併を除きます。）、③破産手続の決定による解散とするとともに、旧法人税法第10条第1項第3号を削除し法人税法第135条第3項第7号として新たに規定したことを踏まえ、地方税法でも規定の整備

が行われました。

(4) 法人事業税の改正

① 清算所得課税の廃止

改正前の清算中の法人に係る課税は、清算中の法人の各事業年度の申告納付（旧地法72の29）、残余財産の一部の分配又は引渡しをする場合における清算所得に係る所得割の申告納付（旧地法72の30）及び解散法人の清算所得に係る所得割の確定申告納付（旧地法72の31）により規定されていました。今回、清算所得課税が廃止されたため、地方税法第72条の29を清算中の法人の各事業年度の確定申告の規定とし、同法第72条の30は連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等の申告の特例として新たに規定されました。

清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除きます。）が終了した場合、その事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散していない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなしてこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から2月以内に申告納付することとされました（地法72の29①）。なお、資本割は、清算中の法人の資本金等の額が、一定の場合を除き、ないものとみなされるため、基本的には課されないこととされました（地法72の21①ただし書）。

清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、その事業年度の所得を解散していない法人の所得とみなして事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）に申告納付することとされました（地法72の29③）。この規定は、旧地方税法第72条の31（清算確定申告）と同様に、円滑な清算終了の観点から、残余財産の確定にあたって所得割のみを

課すこととされたものです。

これまで、連結子法人が解散する場合は事業年度がその時点で終了していた（旧地法72の13^⑮）ため、解散の日までのみなし事業年度分の資本割が課されてきました（旧地法72の21^①）。今回の改正で、一定の場合を除き、連結子法人の事業年度中途の解散により事業年度が終了しないこととされた（地法72の13^⑭）ため、これまでの課税関係を維持するように、清算中の連結子法人に対し、連結事業年度開始の日から解散の日までの期間に相当する資本金等の額を課税標準として資本割を課することとされました（地法72の30、72の21^③）。加えて、清算中の連結子法人が継続した場合も、今までは事業年度がその時点で終了していました（旧地法72の13^⑲）が、今回の改正でその時点では終了しないこととされたため、この場合の申告納付について確認規定を置くこととされました（地法72の30^②）。

さらに、法人税法において更正又は決定による清算中の予納額還付が削除されたことに伴い、見合いの地方税法の規定が削除されました（旧地法72の41の5）。

なお、清算所得課税の廃止に伴う所要の改正を受け、罰則でも実質的な改正が行われています。故意不申告の罪（地法72の37）は、確定申告をしなかった場合の罰則となりますが、清算確定申告（旧地法72の31）を廃止し、清算中の法人に確定申告の規定を置いた（地法72の29）ことに伴い、罰則の対象となる規定が整理されました。また、虚偽の中間申告納付に関する罪については、清算予納申告の規定（旧地法72の29、72の30）を削除したため、この罪の対象となる規定も整理されました。

② みなし事業年度

みなし事業年度の規定（地法72の13）についても、以下のような改正が行われました。

まず、分割型分割に係るみなし事業年度が廃止されることとなりました（旧地法72の13

⑧）。

次に、連結子法人の解散（合併による解散を除きます。）のうち、破産手続開始の決定による解散以外の場合は、みなし事業年度を設けないこととした（地法72の13^⑭）上で、連結子法人が年度中途において残余財産が確定した場合には、事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間をみなし事業年度とすることとされました（地法72の13^⑮）。

そして、連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に完全支配関係を有することになった場合、これまでは完全連結支配関係を有することになった日（加入日）から連結納税制度が適用されることとされていましたが、月の中途において事業年度が終了することになると法人の会計事務上手間であることから、今回の改正で、完全支配関係を有することになった日からの連結納税の適用を選択できるよう、改正が行われました。すなわち、完全支配関係を有することになった内国法人のみなし事業年度の終了の日を加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができるとされました（地法72の13^⑳）。

③ その他

清算中の所得についての各事業年度に係る所得割の非課税は、清算所得課税が行われる場合、所得割を課さないことにする二重課税の排除規定であり、清算所得課税の廃止に伴い削除されました（旧地法72の5の2）。また、公益法人等の清算所得の非課税は、公益法人等の清算所得の算定が困難等の理由で非課税としていたものですが、清算所得課税の廃止に伴いこの規定を削除し、清算中も収益事業に係る所得に対して所得割を課すこととされました（旧地法72の6）。

法人所得の計算上、前年度の法人事業税が損金算入されますが、清算中の法人の残余財産の確定した日の属する事業年度の法人事業税の額も、その事業年度の法人税の所得の計算上、損金算入されることとされました（法

法62の5⑤)。すなわち、最後の法人税の所得の計算上、前事業年度及び当該事業年度の法人事業税が損金となりますが、その際、当該事業年度の法人事業税の課税標準はどの段階の法人所得とするかが問題となります。今回の改正では、所得割の課税標準の算定上、法人税法第62条の5第5項の規定の例によらないことにすることで、当該事業年度の法人事業税を損金算入する前の法人所得を課税標準とすることとし、計算が循環することを防止することとされました（地法72の23①）。

三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものについては、所得に応じた累進税率が適用されず、所得のうち800万円を超える部分に対する税率が適用されることとされます（地法72の24の7①③）。法人が解散した場合、資本金等の額は純資産の額として管理されることとなり、必ずしも明確とならないことから、これまでは、

清算所得課税を行うにあたり、資本金等の額が1,000万円以上であるか否かは解散の日の現況によっていました。今回の改正で清算所得課税が廃止されるものの、資本金等の額が1,000万円以上であるかは引き続き解散の日の現況により判断することとされました（地法72の24の7⑥）。

なお、適用する税率は、各事業年度終了の日現在における税率とされ（地法72の24の8）、複数県に事務所等を有する法人が清算中に事務所等を廃止する場合の分割基準は、各事業年度終了の日における数値とされました（地法72の48④⑤）。

仮装経理に係る繰越控除、還付の規定については、法人住民税と同様の改正が行われています（地法72の24の10②～④）。

(5) 施行日

グループ法人税制に関する改正は、平成22年10月1日から施行されます（地法附則1二）。

六 法人事業税

1 無償増減資等に係る資本割の算定

(1) 制度の概要

外形標準課税は、法人の付加価値と資本等の額という外形的な基準をもって法人の事業活動の規模と考へ、課税を行うものとされています。このうち、資本割の課税にあたっては、納税者の便宜等を考慮し、法人税法上の資本金等の額（法2十六、十七）が用いられています。

しかし、企業再生を図るため、株主に払い戻しをせず、資本金を減少して損失の処理に充てた場合（無償減資等）には、会計上の資本金等の額が減少するにもかかわらず、法人税法上の資本金等の額は減少しないとされています（法令8①）。そのためこれまでは、外形標準課税の趣旨から、地方税法附則において資本若しくは出資の減少による欠損金のでん補又は損失の

てん補に充てた金額（無償減資等の額）を資本金等の額から控除する特例措置が講じられてきました（旧地法附則9④⑫）。

(2) 改正の内容

今回の税制改正大綱では、「期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する」こととされ、無償減資等の特例措置は、実際の事業活動の規模に応じて課税するという外形標準課税の趣旨に基づき講じているものであるため、地方税法本則の措置として規定することとされました（地法72の21①二、三）。

無償減資等の本則化とあわせ、法人税法上の資本金等の額が増加しない剰余金又は利益準備

金の額を資本金とした場合（無償増資等）についても、地方税法本則措置として規定することとされました。具体的には、平成22年4月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、譲与金として計上されたものを除き、総務省令で定めるものに限ります。）を同法第450条の規定により資本金とし、又は同法第448条第1項第2号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額を資本金等の金額に加算することとされました（地法72の21①一）。

なお、前述したとおり、連結子法人の解散、継続に係るみなし事業年度の取扱いの改正を受けた調整規定が置かれています（地法72の21②③）。

2 ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金の控除

ガス事業においては、大規模なガスの消費者へ

の供給（大口供給）が自由化されており、自らガスを保有しない者であっても、他者のガスを利用することにより、ガスの供給をすることが可能とされています。しかしながら、新規にガスを供給する者が他者のガスを利用して（託送供給を受けて）ガスの供給を行う場合、その託送供給の料金に事業税が課されることになれば、その分コストが割高になり、結果として事業機会が損なわれる可能性が生じてきます。

したがって、事業者間の公平な条件の下での競争を促進するため、ガスの大口供給に係る託送料金相当額について、託送を受けてガス供給を行う法人の課税標準となる収入金額から控除する特例措置が延長されました。

なお、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の中で、政策税制措置を拡充する場合の適用期限は3年以下とされているため、今回の延長期間は3年とされました（地法附則9⑩）。

七 不動産取得税

1 税負担軽減措置等の創設・拡充

(1) 特定一般社団法人等の事業を承継するため設立された認可地縁団体が取得する不動産に係る非課税措置の創設

平成3年の地方自治法改正以降、自治会、町内会等の地縁団体は、市町村の認可を受けることにより、認可地縁団体として不動産に関する権利の主体となることが可能となりました。

他方で、同制度の創設以前を中心に、旧民法34条法人として法人格を取得し、現在特定一般社団法人又は特定一般財団法人（以下「特定一般社団法人等」といいます。）として存続する地縁団体も多数存在します。特定一般社団法人等については、移行期間の終了日（平成25年11月30日）までに公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人（以下「公益社団法人等」とい

ます。）に移行しない場合は解散したものとみなされることから、これを契機に認可地縁団体への移行を希望する特定民法法人が相当数存在するところです。

他方で、特定一般社団法人等より認可地縁団体が不動産を承継する場合には、公益社団法人等に移行する場合と異なり、不動産取得税が課されることとなります。

このような場合、旧法人と新法人の間に同一性が認められることから、平成22年度改正においては、特定一般社団法人等の事業を承継するために設立された一定の認可地縁団体が、解散した当該特定一般社団法人等の残余財産を取得した場合において、当該解散及び取得がともに平成22年4月1日から平成25年11月30日の間に行われたときに限り、不動産取得税を非課税とする措置を創設することとされました（地法附

則41⑬)。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の拡充

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する一定の事業用施設については、当該施設を取得から引き続き3年以上事業の用に供したときは、価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額をその税額から減額する特例措置が講じられてきたところです。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、雇用される労働者の範囲に短時間労働者を、また障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が追加されました（地令附則9①）。

2 税負担軽減措置等の延長

(1) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする特例措置の延長

家屋が新築された場合には、当該家屋を建築した者ではなく、原則として、当該家屋の最初の使用又は譲渡（ただし、宅地建物取引業者等が家屋を注文して、その請負人から当該家屋の新築後に譲渡を受けた場合においては、その譲渡後最初の使用又は譲渡）が行われた日に家屋の取得がなされたものとされますが、新築した日から6か月経過しても使用又は譲渡が行われない場合には、その6か月を経過した日をもって家屋の取得があった日とみなされています（地法73の2②）。

しかしながら、いわゆるデフレ経済が続く中、宅地建物取引業者等からの住宅の流通が停滞している状況にも鑑み、宅地建物取引業者等が売

り渡す新築住宅については、住宅を取得したものとみなされる時期を新築の日から「6月」ではなく「1年」とする特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、この度、現下の経済情勢や住宅の流通状況等に鑑み、適用期限を2年延長し、平成24年3月31日までの間に新築された住宅について適用することとされました（地法附則10の2①）。

(2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の延長

不動産取得税においては、原則として土地の取得の日から2年以内に、当該土地の上に一定の住宅が新築された場合等については、150万円又は住宅の床面積の2倍（200平方メートルを限度とします。）までの土地の価格に税率を乗じて得た額を税額から減額する特例措置が講じられています。

この特例に関しては、近年、マンションの高層化・大規模化に伴い建築期間が長期化する場合が増加していること、また、高層のマンションの建設にあたっては近隣の住民との十分な調整のため、着工に至るまで長期間を要する場合があること等から、土地の取得から住宅の新築までに2年以上を要するものも見受けられるところです。

このため、平成11年度税制改正において、土地の取得から「2年」以内としている要件を原則「3年」とする特例措置を設けたほか、平成16年度改正において、一定の要件を満たすものについて最大で「4年」にまで緩和する見直しを行ったところであり、これらの特例措置について、建築期間の長期化傾向が依然続いていること等に鑑み、適用期限を2年延長し、平成24年3月31日までの間に取得された土地について、同様の措置を適用することとされました（地法附則10の2②）。

(3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の延長

河川法に規定する高規格堤防（いわゆるスーパー堤防）の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下「従前の家屋」といいます。）について移転補償金を受けた者が、当該土地について高規格堤防特別地域の公示があった日から2年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を取得した場合には、その取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、代替家屋の価格から従前の家屋の価格を控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところ です。

この度、この特例措置については、今後においてもなお、高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要があること等に鑑み、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11③）。

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の延長

鉄道の駅などのいわゆるバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者、軌道事業者及びこれらの者に施設の貸付けを行う第三セクターが公共交通特定事業（既存の鉄軌道の駅等においてエレベーターの設備の整備及びこれに伴う駅等の構造変更を伴う改良工事を行う事業に限りま す。）により、停車場建物等を取得した場合には、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上に資する観点から、その取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が

講じられてきたところです。

この度、この特例措置については、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が認められることから、その適用期限を平成23年3月31日まで1年延長することとされました（地法附則11⑦）。

(5) 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長

良質な住宅ストックの形成及びその普及促進を図るため、行政庁の認定を受けて新たに建築される長期優良住宅については、その取得が平成22年3月31日までに行われたものに限り、新築住宅の課税標準の特例措置の控除額（1,200万円）を、1,300万円とする特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、創設から間もないこと、また、引き続き長期優良住宅の普及促進を図る必要があることを考慮し、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11②）。

3 税負担軽減措置等の縮減・合理化

都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置の縮減

都市再生特別措置法に基づく認定事業を施行する際、認定事業の円滑な実施に資する観点から、事業区域内にある不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者（同法に規定する用地取得に係る計画に基づき認定整備事業のための土地を取得する独立行政法人都市再生機構を含みます。）に譲渡し、それに代わるものとして、認定整備事業によって建築された建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、あるいはやむを得ない事情により区域外の不動産を取得した場合として政令で定める場合における当該不動産の取得に対し

て、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置のうち、区域外の不動産の取得については、これまで適用実績がないことから、特例の対象から除外することとされました（地法附則11⑯）。

4 税負担軽減措置等の廃止

(1) 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置の廃止

農業協同組合等については、赤字部門の子会社化などの組織再編を推進するため、その現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資により取得する不動産については、その取得が平成22年3月31日までに行われたものに限り、一定の要件の下での非課税措置が講じられてきたところです。

この特例については、適用件数が僅少であることなどから、廃止することとされました（旧地法附則10③）。

(2) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の廃止

急速な高齢化の進展などにより、地域公共交通の活性化・再生が喫緊の課題となっています。このような状況の中、平成18年に成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道再生事業により、廃止届出がされた鉄道事業の再生に取り組む地方団体も増えているところです。このため、平成20年度改正において、負担軽減の観点から、鉄道事業者が、鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税を非課税とする特例措置が講じられてきたところです。

しかしながら、この特例については、適用件

数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則10⑧）。

(3) 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置の廃止

地域公共交通の活性化・再生を支援するため、平成20年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、鉄道再生事業に加えて、経営が困難となった旅客鉄道事業の再構築を行う鉄道事業再構築事業が創設され、鉄道事業者が、同事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産を取得した場合には、不動産取得税を非課税とする措置が講じられてきたところです。

しかしながら、この特例については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則10⑩）。

(4) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の廃止

国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設については、その取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例については、創設から長期間が経過したことから（昭和37年度創設）、廃止することとされました（旧地法附則11①）。

なお、この特例のほかに、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置が本則において講じられていますが、この特例については、引き続き存続されます。

(5) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の廃止

農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより、農用地区域内にある土地を取得した場合には、その取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例が講じられてきたところです。

この特例措置については、創設から長い期間が経過していること（昭和52年度創設）、また1件当たりの適用金額が少ないことから、廃止することとされました（旧地法附則11③）。

(6) 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置の延長

農地保有合理化法人等が、農地売買等事業のうち、農業経営の規模の拡大の円滑化に資するため、特定農地等を認定農業者等に5年を超えて貸し付けることを目的として取得し、かつ、当該貸付期間が満了した後に当該取得した特定農地等を当該認定農業者等に売り渡すものであって、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものにより、平成22年3月31日までに特定農地等を取得した場合には、特定農地等の価格からその価格の3分の2に相当する額を控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、適用金額が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11⑥）。

(7) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が代替家屋を取得する場合について、当該被災家屋の床面積に応じた課税標準の特例措置の廃止

阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊し

た被災家屋の所有者がこれに代わる代替家屋を取得した場合については、その代替家屋の価格に代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合（1を限度とします。）を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、創設から長い期間が経過していることから（平成11年創設）、廃止することとされました（旧地法附則11⑩）。

(8) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等に係る課税標準の特例措置の廃止

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の規定によるマンション建替事業の施行に伴い、施行者から同法に基づく売り渡し請求を受けて区分所有権及び敷地利用権を売り渡した者が施行マンション内において行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地（住宅の用に供するものを除きます。）を取得した場合などにおいて、その取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11⑭）。

(9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の廃止

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」といいます。）に基づく選定事業者が港湾法に基づく無利子貸付けを受けて同法に規定する選定事業に

より整備する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋を取得した場合について、当該家屋の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11⑯）。

- (10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の廃止

いわゆるPFI法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋を取得した場合について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11⑰）。

- (11) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産に係る課税標準の特例措置の廃止

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域の区域内における住宅又は住宅の用地に供する土地を所有し、かつ、当該土砂災害特別警戒区域の区域内に居住する者が、国の住宅・建築物安全ストック形成事業費補助を受けて土砂災害特別警戒区域内から移転し、同区域外に住宅又は住宅の用に供する土地を取得した場合には、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が設けられてきたところです。

この特例措置については、土砂災害特別警戒

区域内からの移転を支援する同種の補助金が存在することから、廃止することとされました（旧地法附則11⑱）。

- (12) 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地及び都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において取得する一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の廃止

独立行政法人都市再生機構が大規模な工場跡地や地上げによる虫食い地等を有効活用し、都市の再生を図る観点から、土地有効利用事業により取得する土地については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11㉑）。

- (13) 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置の廃止

農業協同組合の信用事業の体質強化を図るため、農業協同組合間での信用事業の全部譲渡が進められているところですが、この場合において、全部譲渡を行う農業協同組合が当該農業協同組合の所有する代物弁済不動産等を取得した場合には、その取得が平成22年3月31日までに行われたものに限り、当該不動産の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられているところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11㉒）。

- (14) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置の廃止

地域経済の活性化の観点から、国際的に競争力の高い観光地の形成を支援するため、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（旧地法附則11^③）。

- (15) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置の廃止

農地保有合理化法人等が農地売買等事業の実施により一定の区域内の農地等を取得した場合において、当該農地等を当該取得の日から5年以内に当該事業の実施により売渡し又は交換等をしたときは、当該農地保有合理化法人等による当該農地等の取得に係る納税義務を免除することとし、これに係る徴収猶予制度が設けられています。

この制度については、農地保有合理化法人等が農地売買等事業のうち担い手農業者確保事業により農地等を取得する場合において、担い手農業者確保事業は原則5年の一時貸付け後に売り渡すものであるが、当該農地等の取得の日から5年以内にその貸付期間の延長を知事が承認したときは、納税義務の免除措置について「取得の日から5年を経過する日の翌日から5年以内」と更に5年を延長する特例措置が講じられ

てきたところです。

この特例措置については、適用件数が僅少であることから、廃止することとされました（地法附則11の7）。

5 適用期限を延長した上での、税負担軽減措置等の廃止

次の特例措置については、適用期限を延長した上で、次の期限到来時には再延長は行わないこととされました。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長・廃止

国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、政策目的が概ね達成されていると認められるものの、なお一定程度適用が見込まれることから、適用期限を5年延長した上、廃止することとされました（地法附則11^⑩）。

- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の延長・廃止

国立大学法人が施設整備を行う際に、いわゆるPFI法に基づき、BOT（Build-Operate-Transfer）方式により選定事業者が取得する校舎の

用に供する家屋の取得に係る不動産取得税については、国立大学法人や学校法人の教育用不動産が非課税であること等との均衡も踏まえ、PFIの活用を支援する観点から、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、課税標準を2分の1とする特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、政策目的が概ね達成されていると認められるものの、なお一定程度適用が見込まれることから、適用期限を5年延長した上、廃止することとされました（地法附則11⑫）。

(3) 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の延長・廃止

産科医師・施設が減少しつつある現状に鑑み、地域において安心・安全なお産が出来る体制の整備・確保を図るため、都道府県はその医療計画において、周産期（妊娠後期（妊娠満22週）から早期新生児期（生後満7日未満）までの期間）医療に関する医療機関の連携体制を定めることとされています。

このため、周産期医療を提供する医療機関の負担を軽減する観点から、医療計画に定められた医療連携体制に関する事項に従って周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が、一定の周産期医療のための施設の用に供する不動産を取得した場合には、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

分娩施設の減少、妊婦の救急搬送の受入れ困難事案の発生など、周産期医療は厳しい状況にあることから、この特例措置については、平成28年3月31日まで6年延長することとされました（地法附則11⑬）。

(4) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋に係る課税標準の特例措置の延長・廃止

地方都市における都市建築物の建設を促進し、「にぎわい」の創出による地方再生を図るため、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において、住宅以外の用途（事務所、店舗等）に供する一定の家屋を新築した場合には、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を控除する課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

この特例措置については、1件当たりの減収額が大きく、事実上大企業が主な特例対象となっていると考えられることから、廃止することが適当とされました。

ただし、昨今の不動産市況などを考慮して、2年間に限り延長を認めることとした上で、適用件数の少ない対象地域（認定中心市街地）及び対象用途（料理店・遊技場・公衆浴場）を縮減し、再延長は行わないこととされました（地法附則11⑭、地令附則7⑮）。

(5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置の延長・廃止

旧日本鉄道建設公団が旧日本国有鉄道から旧日本国有鉄道清算事業団を経て、引き継いだ土地（承継土地）の処分を進めるため、この承継土地の上にJR貨物が旧日本国有鉄道から承継した家屋（承継家屋）を所有している場合に、同公団は、いわゆる基盤整備事業として、承継家屋に代わる家屋（代替家屋）を当該JR貨物が引き継いだ土地の上に建設するとともに、この代替家屋を当該JR貨物に取得させ、これにより、承継家屋を除却の上、承継土地を売却す

る事業を行うこととされており、当該JR貨物による代替家屋の取得に対しては、課税標準の特例措置が講じられているところです。

この特例措置の対象となる承継家屋は1件の

みであり、次の適用期限の間にJR貨物により取得されることが確実であることから、適用期限を2年延長するとともに、再延長は行わないこととされました（地法附則11⑳）。

八 自動車税

1 自動車税のグリーン化の見直しと延長

(1) 経緯

平成22年度に適用期限の到来を迎える「自動車税のグリーン化」について、要望省庁（国土交通省、環境省及び経済産業省）からは、適用期限の2年延長を行うとともに、以下の2点について要望がなされました。

- ① クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車）及びプラグインハイブリッド自動車を対象車種に追加すること
- ② 一定の環境性能を有する中量車（車両総重量2.5トン超3.5トン以下の自動車）であるバス・トラックについて、対象車種に追加すること

これに対し、総務省からは、プラグインハイブリッド自動車の追加については、平成21年度改正において自動車取得税のエコカー減税及び低公害車特例の対象としていることから、要望内容に一定の理解を示しながらも、その他の自動車については、現在特例の対象となっている平成17年排出ガス基準75%低減レベルの自動車と比較して、窒素酸化物（NO_x）の排出量が多いことから、要望の抜本的な見直しが求められました。例えば、クリーンディーゼル乗用車の場合、ディーゼル車の中では優れた排出ガス性能を有するものの、平成17年排出ガス基準75%低減レベルの自動車と比較して6倍近く窒素酸化物の排出量が多く、3省庁の要望は、絶対的な環境負荷に着目して重軽課するというグリーン化特例の趣旨に馴染まないものでした。

加えて、総務省からは、エコカー減税等の効

果により、直近に販売された新車の7割近くが本特例の対象となっていることから、特に環境性能の優れた自動車に特例の対象を限定するべく、軽減対象の絞り込みが求められました。

税制調査会において議論を重ねた結果、軽減対象については、平成17年排出ガス基準75%低減レベルの自動車かつ平成22年度燃費基準+25%達成車に限定するとともに、対象車種の追加については、プラグインハイブリッド自動車に限り追加を認めた上で、適用期限を2年延長することとされました。

なお、重課の対象となる自動車については、新車新規登録から一定年数が経過した自動車に対して重課を行うこれまでの考え方を継続することとした上で特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで2年延長することとされました。

(2) 改正内容

今回の改正において排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、平成24年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則12の3①③）。

① 軽減対象車（環境負荷の小さい自動車）

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1

を超えないもの：当該登録の翌年度に税率を概ね50%軽減

② 重課対象車（環境負荷の大きい自動車）

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。）：その経過する日の属する年度以後に税率を概ね10%重課

ア ガソリン車又はLPG車で平成11年3月31

日までに新車新規登録を受けたもの：新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

イ ディーゼル車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの：新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

九 自動車取得税

1 エコカー減税の拡充

(1) 経緯

今回の改正に当たって、要望省庁からは、平成21年度に導入された「自動車取得税の時限的軽減措置」（いわゆる「エコカー減税」）等の対象について、中量車の追加を求める要望がありました。

「中量車」とは、車両総重量2.5トン超3.5トン以下の自動車の総称であり、用途としてはバス・トラックが大半です。この中量車については、燃費基準の策定が平成19年まで行われず、また、最近まで当該基準に適合する自動車の出荷の見込みが立たなかったため、これまで特例の対象とされてこなかったところですが、今般その見込みが立ったため、拡充要望がなされたものです。

税調においては、暫定税率の存否と併せ、エコカー減税自体の取扱いも議論されたことから、本要望もこれらと一体で議論がなされることとなりました。

(2) 改正の内容

今回の改正では、エコカー減税の存続が決定されたことから、最高水準の排出ガス性能及び燃費性能を備える自動車については、税率を75%軽減し、これに準じる性能を備える自動車については、税率を50%軽減するというエコカー

減税（平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置）の考え方に基づいて、以下の通り、中量車（車両総重量2.5トン超3.5トン以下の自動車）を特例の対象に加えることとされました（地法附則12の2の3②③⑧三口、12の2の5①二②二）。

- ① 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車：税率を75%軽減
- ② 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの：税率を75%軽減
- ③ 平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの：税率を50%軽減

2 環境性能に優れたディーゼル車に対する特例措置の延長・拡充

自動車取得税においては、平成21年排出ガス規制（いわゆる「ポスト新長期規制」）に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を達成したディーゼル自動車（車両総重量が3.5トン以下のディーゼル乗用車にあっては、排出ガス要件のみ）の取得について、平成21年排出ガス規制が完全に施行されるまでの間、税率を軽減する措置が講じられているところ（いわゆる「早出し特例」）。平成20年度に本特例が創設された時には、新車・中古車の別を問わず、特例の対象とされていましたが、

エコカー減税の導入に伴い、平成21年度から対象が中古車に限定されることとなりました。

平成21年排出ガス規制は、一部のディーゼル自動車（車両総重量3.5トン超12トン以下の自動車）を除き、平成21年10月1日から適用が開始されていますが、それ以前に型式承認がなされているディーゼル自動車（継続生産車）については、平成22年8月31日まで旧規制による生産が認められています。

このため、平成22年度改正においては、この特例の適用期限を継続生産車の生産可能期間である平成22年8月31日まで延長することとされました（地法附則12の2の3⑧）。

また、車両総重量3.5トン超12トン以下のディーゼル自動車についても、以下の通り、継続生産車の生産が可能な平成23年8月31日まで適用期限を延長することとされました。なお、取得時期により軽減幅が異なるのは、平成22年10月1日以降新規制の適用が開始されるためです。

① 平成22年9月30日までの取得 税率を2%軽減

② 平成23年8月31日までの取得 税率を1%軽減

また、1(2)①に掲げたディーゼル中量車についても、本特例の対象に追加され、平成22年8月31日までに取得した場合については、税率を1%軽減することとされました。

3 低燃費車特例の延長・拡充

低燃費車特例は、CO₂排出削減の観点から、平成11年度改正で創設された特例であり、一定の燃費性能及び排出ガス性能を満たす自動車について、課税標準から一定額を控除する特例措置を講じたものです。平成20年度までは、新車・中古車の別

を問わず、特例措置の対象とされていましたが、エコカー減税の導入に伴い、平成21年度から対象が中古車に限定されました。

この特例措置については、創設から10年超が経過していることから、延長の必要性については議論が行われました。その結果、①中古市場においても環境性能の優れた自動車の普及を図る観点から、取得に係るインセンティブが必要であること、②一定程度の適用件数が見込まれることから、適用期限を平成24年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則12の2の5①②）。

また、1(2)②及び③に掲げた中量車についても、この特例措置の対象に追加され、平成24年3月31日までに取得した場合については、②については取得価額から30万円を、③については取得価額から15万円をそれぞれ控除することとされました（地法附則12の2の5①②）。

4 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限の延長

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバス（いわゆる「過疎バス」）については、バス事業者の税負担を軽減し、バス路線の運行維持に資するため、その取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置が講じられているところです。

平成22年度改正においても、過疎地域等における運行路線の経営状況の厳しさやバスが地域住民にとって必要不可欠な交通手段となっている面を考慮し、この適用期限を平成24年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則12の2の2①）。

十 暫定税率等

1 経緯

民主党マニフェストにおいては、いわゆる暫定

税率については、廃止することとされていましたが、その場合、地方財政に極めて大きな影響（平成21年度地方財政計画ベースで8,055億円）を与える

ことになるため、地方団体は、国の責任において財源を確保すべき旨強く主張し、平成21年10月29日に開催された第5回税制調査会において、全国知事会、全国市長会、全国町村会は、いずれも、暫定税率を廃止する場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう、明確な財源措置や代替財源を示すべき旨を主張しました。

併せて、全国知事会からは、ガソリンや軽油に都道府県が炭素含有量に応じて課税し、地方の自主財源を確保し、地球温暖化対策を推進する「地方環境税」の構想が示されました。また、同年11月11日には、環境省は、地球温暖化対策税の具体案を示すに至りました。この案は、全化石燃料について上流段階で1兆円程度の課税を行うとともに、ガソリンについては、暫定税率は下回りますが、本則に一定の上乗せ税率を設定することにより、財源を確保するとともに、地球温暖化対策を推進しようとするものです。ガソリンは国税、軽油は地方税というこれまでの枠組みも維持する案でありました。

さらに、同年11月13日、原口総務大臣は、地方税において、自動車や燃料に対し環境への負荷に応じた課税を行い、地球温暖化対策に資するとともに、自動車税と自動車重量税を、平成23年度を目途に一本化する「環境自動車税（地方税）」の提案を行いました。

これらの提案を踏まえ、税制調査会においては、同年11月18日及び12月7日に、「暫定税率、エネルギー課税等、地方環境税」という主要課題を設定し、議論が行われました。地方の立場からは、地方が、地球温暖化対策のために1.5兆円もの支出を行っていること（平成20年度予算ベース）を踏まえる必要があること、暫定税率の廃止に伴う地方税等の減収については、国の責任により、地方税源により確実に補てんすることが必要であること等が主張されました。

税制調査会における議論と平行して、副総理兼国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣による会合や、経済産業大臣や環境大臣も加えた会合も開催され、さらに民主党からの要望を踏まえ、考え

方がまとめられました。

2 具体的な改正の内容

(1) 軽油引取税

軽油引取税については、揮発油税、地方揮発油税と同様、現行の10年間の暫定税率は廃止することとした上で、現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があることに加え、厳しい地方財政の現状に配慮する必要があることから、当分の間、現在の税率水準（32,100円/kℓ）を維持することとされました（地法附則12の2の8）。

揮発油価格の高騰時の軽油引取税の税率の特例規定の停止措置、いわゆる「トリガー条項」については、上述の考え方にに基づき、軽油引取税の税率について、当分の間、現在の税率水準を維持することとしたところですが、ガソリン価格が平成20年度上半期のような異常な高騰を示すような場合には、本則税率を上回る部分の課税については停止をするべきであるとの考え方に立って設けたものです。軽油引取税の税率の特例規定の停止措置の発動（解除）の基準については、総務省所管の「基幹統計」であり、燃油価格についての信頼性がある調査である「小売物価統計」には軽油価格が調査項目にないこと、ガソリン価格と軽油価格の動向はほぼ同じであることから、軽油引取税についても、「燃油の価格動向を測る代表的な指標」としてガソリン価格を用いることとし、軽油引取税の税率の特例規定の停止措置の発動（解除）は、揮発油税・地方揮発油税の税率の特例規定の停止措置の発動（解除）に連動させることとしたところ です。

具体的には、後述の揮発油税・地方揮発油税における発動（解除）基準に基づき財務大臣が税率の特例規定の停止措置の発動（解除）に係る告示を行ったときに、軽油引取税の税率の特例規定の停止措置も発動（解除）することとされました（地法附則12の2の9）。なお、揮発

油税・地方揮発油税の発動基準は、小売物価統計のガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、160円/ℓを超えることとなった場合（措法89①）であり、解除基準は、同じく連続3ヶ月にわたり、130円/ℓを下回ることとなった場合（措法89②）であることとされました。

(2) 自動車取得税

自動車取得税についても、現行の10年間の暫定税率は廃止することとし、地球温暖化対策の観点等から、当分の間、現在の税率水準を維持することとされました（地法附則12の2の3①）。

(3) 自動車重量譲与税

国税の自動車重量税については、現行の10年

間の暫定税率は廃止した上で、当分の間の措置として税率の見直しを行い、約1,660億円程度の減税を行うこととされました。これに伴い、地方財政に減収を生じさせないようにするため、自動車重量譲与税の譲与割合を当分の間の税率に基づく課税が継続する間、現行の3分の1から1,000分の407に引き上げることとされました（自動車重量譲与税法附則②）。

なお、平成21年度分の自動車重量税収のうち、2月分及び3月分については、平成22年6月の自動車重量譲与税の譲与原資となることから、当該2月分及び3月分に係る譲与割合について所要の経過措置を置くこととされました（地法附則16②）。

十一 固定資産税及び都市計画税

1 税負担軽減措置の新設・拡充

(1) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置の創設

熾烈な国際港湾間競争の中、我が国の主要港は近年、相対的地位が低下しており、主要港の寄港環境の整備により、基幹航路を維持し、物流コスト・輸送時間の上昇等を防ぐことが我が国産業経済活動や国民生活を支えるために必要となってきたところです。

また、港湾管理者の全額出資による財団法人である外貿埠頭公社等が保有管理する外貿コンテナ埠頭は、スーパー中核港湾である5大港（東京・横浜・名古屋・大阪・神戸）におけるコンテナ貨物取扱量の約7割を取り扱っており、これらの埠頭で取り扱われるコンテナ貨物は全国に流通しているところです。

このため、施設の管理運営の効率性をさらに向上させ、港湾コスト削減やサービス向上等を進めていく観点から、特定外貿埠頭の管理運営

に関する法律（外貿法）が平成18年に施行され、外貿埠頭公社から指定会社等（公社の業務を承継する者として国土交通大臣が指定）への全額出資を通じ、公社の株式会社化が可能となったところです。東京港埠頭公社が平成20年4月に株式会社化したところであり、他の外貿埠頭公社でも株式会社化に向けた検討を行っているところです。

外貿埠頭公社等の株式会社化を進め、コスト削減や必要な新規設備投資の着実な実施により、基幹航路の維持・拡大等を図っていくため、外貿法に規定する指定会社等が、港湾機能の高度化を図ることを目的として行う施設整備に係る国の補助又は港湾法若しくは外貿法に基づく無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とする措置が2年間講じられることとされました（地法附則15④⑥）。

(2) 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の拡充等

国内航空ネットワークの整備を図り、航空運賃の安定に資する観点から、航空運送事業者が運行する航空機については、固定資産税の課税標準を最初の3年度分に限り価格の3分の2（130トン未満の航空機については2分の1）とする特例措置が講じられてきました（なお、国際航空機、離島航空機については別途特例措置があります）。

近年の航空会社を巡る経営環境の変化から地方路線の撤退が顕在化してきている状況や、地方路線の需要に見合った機材として中型機、小型機又はリージョナル機へのシフトにより維持管理コストの軽減を図る必要を踏まえ、一定の拡充・延長を行うこととされました。

200トン以上の航空機又は200トン未満で地方路線の就航時間割合が3分の2未満の航空機の課税標準は最初の3年間価格の3分の2とし、200トン未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を最初の5年間価格の5分の2とした上、その対象資産を平成23年度までに新たに固定資産税が課されるものとされました（地法附則15④）。

なお、平成21年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった航空機については、従前の取扱いを継続することとされました（地法附則11⑨）。

(3) 外国貿易用コンテナに係る課税標準の特例措置の期限撤廃

外国貿易のための外国航路に就航する船舶による物品輸送の用に供される一定のコンテナについては、厳しい国際競争にさらされている我が国の海運業の置かれている状況に鑑み、諸外国の海運業との競争条件の格差を縮小する必要があること等を勘案し、平成21年度分までの期限措置として、固定資産税の課税標準を価格の5分の4とする特例措置が講じられてきたところです。

この措置については、昭和45年の制度創設以来、長期にわたっていること、外航船舶や国際航空機に係る特例措置について期限の定めがないこと等を踏まえ、期限を撤廃することとされました（旧地法附則15①、地法349の3③④）。

2 税負担軽減措置の延長

次の軽減措置については、なおその必要性が認められることから、その適用期限を延長することとされました。なお、(1)(2)(3)(6)(7)については、いずれも延長後の適用期限到来後に廃止することとされました。

- (1) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成23年3月31日まで延長されました（地法附則15⑦）。
- (2) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成26年3月31日まで延長されました（地法附則15⑫）。
- (3) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成23年3月31日まで延長されました（地法附則15⑮）。
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成23年3月31日まで延長されました（地法附則15⑳）。
- (5) 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平

成23年3月31日まで延長されました（地法附則15②⑦）。

- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成27年3月31日まで延長されました（地法附則15③⑩）。
- (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成27年3月31日まで延長されました（地法附則15③④）。
- (8) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成24年3月31日まで延長されました（地法附則15④①）。
- (9) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が平成24年3月31日まで延長されました（地法附則15④②）。
- (10) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が平成24年3月31日まで延長されました（地法附則15の6）。
- (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が平

成24年3月31日まで延長されました（地法附則15の7①②）。

- (12) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が平成23年3月31日まで延長されました（地法附則15の8④）。
- (13) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が平成23年3月31日まで延長されました（地法附則15の8⑤）。
- (14) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が平成25年3月31日まで延長されました（地法附則15の9④⑤）。
- (15) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が平成25年3月31日まで延長されました（地法附則15の9⑨⑩）。

3 税負担軽減措置の整理合理化

(1) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

公害防止用設備については、設備ごとに固定資産税の課税標準の特例措置が講じられていますが、これまでも、整備の緊要性、対策の進展、産業構造や社会経済情勢の変化などを勘案しながら見直しを行ってきたところです。

今回の改正においては、対象から鉾さい等の処理施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油又は廃プラスチック類の処理施設、湖沼水質保全のための污水处理施設、水質汚濁防止のための地下水浄化施設、優良更新代替設備及び一定の産業廃棄物の焼却施設を除外し、水質汚濁防止

のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価額の3分の1（現行6分の1）とし、産業廃棄物処理施設については課税標準をその価額の3分の1（現行3分の1又は6分の1）とし、下水道除害施設については課税標準をその価額の4分の3（現行3分の2）とした上、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長することとされました（地法附則15②③、旧地法附則15⑥⑦）。

なお、平成22年3月31日までに取得された設備については、従前の取扱いを継続することとされています（地法附則11③④⑤⑦⑧）。

(2) 外貿埠頭公社が所有する特定用途港湾施設に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

外貿埠頭公社が特定用途港湾施設（コンテナ埠頭）の用に供する一定の固定資産については、その取得時期に応じて、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、外貿埠頭公社が所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成24年度まで延長することとし、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分は価額の3分の2（現行2分の1）とし、旧外貿埠頭公団から承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価額の5分の4（現行5分の3）とすることとされました（地法附則15⑨）。

(3) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を取得後3年度分は価額の4分の3（一部は3分の2）とする特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、自動車部品再利用製品製造設備について、平成22年4月1日から平

成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価額の5分の4、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価額の6分の5（現行4分の3）とすることとし、食品循環資源再生処理装置については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価額の4分の3、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価額の5分の4（現行3分の2）とすることとしています。また、対象資産の取得期限については平成24年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑩）。

なお、平成22年3月31日までに取得された設備については、従前の取扱いを継続することとされています（地法附則11⑩）。

(4) JR貨物が取得した新造車両に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

鉄道貨物輸送の近代化・効率化を図り、鉄道貨物の輸送力を増強することによりモーダルシフトを進めるため、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」といいます。）が取得する一定の新造車両（大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行可能なコンテナ貨車）については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り価額の2分の1とする特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、特例措置の延長の是非を検討するに当たって、設備投資は本来自助努力で行われるのが基本であり、適用を受ける者がJR貨物1社のみで特例創設以来10年が経過しているなかにあって、漫然とした経営支援にとどまることのないよう車両更新の目標設定のあり方や特例の有効性等を問う観点から、一定の見直しが必要と考えられる一方、環境への配慮の観点等からもモーダルシフトの促進が引き続き要請されていること、鉄道貨物輸送の近代化・効率化の必要性があることも考慮し、課

税標準を最初の5年間価格の5分の3に縮減した上で、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑬）。

なお、平成22年3月31日までに取得された車両については、従前の取扱いを継続することとされています（地法附則11⑪）。

(5) 電気通信事業者等が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備又は電気信号の効率的な伝送を行うための設備に係る課税標準の特例措置の整理合理化

電気通信基盤充実臨時措置法に基づく高度通信施設整備事業等により電気通信事業者等が新設され、電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備又は電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備について、固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り価格の3分の2、4分の3又は5分の4とする特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、経営規模の小さな事業者にとって、特例による支援のインセンティブ効果がより高いと考えられることから、対象となる事業者を資本金等の額が50億円未満の者に限ることとされました（地法附則15⑮⑯⑰）。

また、対象事業者による今後の投資がほとんど見込まれないことから、無線インターネット関連設備を除外する（地法附則15⑮関係）ほか、近い将来においてIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があり、整備促進を図る必要があることから、後継規格であるIPv6対応機器を追加することとされています（地法附則15⑰関係）。

対象資産の取得期限については、電気通信基盤充実臨時措置法の期限が平成23年5月までであること、ブロードバンド・ゼロ地域解消の目標達成期限が平成23年3月とされていることから、平成23年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑮⑯⑰）。

なお、平成22年3月31日までに新設された設備については、従前の取扱いを継続することと

されています（地法附則11⑫⑭⑮）。

(6) 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

都市部を流れる河川の流域において、集中豪雨等による著しい浸水被害を防止するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域においては、宅地造成等により雨水浸透が阻害される一定の行為を行う者は、雨水貯留浸透施設を設置することが義務付けられています。これらの施設は周辺地域における浸水被害等の災害防止に役立つものであり、一定の公益性が認められることから、固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、減収見込額及び工事件数1件当たりの適用額がともに小さいこと、一定規模の開発事業を行う者に設置が義務付けられており、本来、その責任において設置されるものであること等を勘案する一方、都市部の浸水被害防止対策の必要性が高まっていること、今後、特定都市河川の指定や適用件数等が増加する見込みであることなどを踏まえ、特例率を3分の2に縮減した上、対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長することとされました（地法附則15⑰）。

なお、平成22年3月31日までに取得された施設については、従前の取扱いを継続することとされています（地法附則11⑮）。

(7) 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する管理施設に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

家畜排せつ物の管理の適正化やその利用促進を図るため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準に適合する管理施設（排せつ物を発酵させ、たい肥とする一定の施設）を畜産業者が取得した場合に、当該施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年度分に限り3分の2とする特例措置が

講じられてきたところです。

今回の改正においては、現在、法の義務付け対象となっている畜産業者のほぼすべてが管理基準に適合する施設を設置していることから、一定期間延長後に廃止するとともに、廃止するまでの間、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減することとされています。

具体的には、対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長することとし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後5年度間その価格の4分の3とすることとされました（地法附則15②）。

(8) 第三セクターがJR貨物に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

鉄道貨物輸送の近代化・効率化を図り、鉄道貨物の輸送力を増強することによりモーダルシフトを進めるためには、JR貨物が取得する車両のみならず、長編成に対応した待避線の延伸、変電設備の増強、駅構内の改良などの施設面での整備が必要であることから、第三セクターが補助を受けて整備しJR貨物に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分は価格の3分の1、その後の5年度分は価格の3分の2とする特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、実績に乏しく、今後の適用見込もわずかであること等を勘案する一方、環境への配慮の観点等からもモーダルシフトの促進が引き続き要請されていること、鉄道貨物輸送の近代化・効率化が必要であること、現在、北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業及び隅田川駅鉄道貨物輸送力増強事業が進められていること等を考慮し、対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長することとされました。また、特例措置の簡素化を図る観点から、特例率をフラット化し、課税標準を最初の10年

間価格の2分の1とすることとされました（地
法附則15②⑧）。

なお、平成22年3月31日までに取得された構築物については、従前の取扱いを継続することとされています（地法附則11⑱）。

(9) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

成田国際空港株式会社がその事業の用に供する滑走路、航空保安施設等については、平成21年度分までに限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられてきたところです。

今回の改正においては、成田国際空港株式会社に係る特例措置について、同社が完全民営化を行うこととなっていること等を踏まえ、これまでも順次縮減を行ってきたところであり、特例措置が長期にわたっていること、累次の縮減により特例の有効性は薄れてきていること等を勘案する一方、空港容量の拡大に必要な施設整備を行うことが求められているところです。特に今後２年間は、新たな誘導路の整備等を早急に行う必要があること等を考慮し、特例率を４分の３に縮減した上で、適用期限を平成23年度分まで延長することとされました（地法附則15(33)）。

4 税負担軽減措置の廃止

以下の軽減措置については、今回廃止することとされました。これらは、特例措置の創設以来一定の期間が経過し、当初の施策意図がほぼ達成されたこと、適用事例が今後見込まれないこと等が廃止の理由です。なお、既存の特例対象の固定資産がある場合には、所要の経過措置を講じ、従前の取扱いを継続することとされています（地法附則11⑥⑬⑭⑰⑱⑳㉑㉒㉓）。

(1) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が
公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆
壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧

地法附則15⑤)

- (2) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧地法附則15②③）
- (3) 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15②④）
- (4) 一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧地法附則15③①）
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15③②）
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15③③）
- (7) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附

則15⑤④）

- (8) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15⑤①）
- (9) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15⑤②）
- (10) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15⑤③）
- (11) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧地法附則15⑤④）
- (12) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の規定を適用する特例措置（旧地法附則16の2①～⑨）
- (13) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（旧地法附則16の2⑩）

十二 国有資産等所在市町村交付金

1 東京国際空港緊急整備事業に伴って整備される滑走路等に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置の延長

東京国際空港（羽田）は、航空需要の増加から発着能力が限界に達している状況にあったため、

再拡張事業を実施しており、本事業により平成22年3月31日までに取得された滑走路等の一定の固定資産に係る算定標準額を10年間4分の1に軽減する特例措置が講じられてきたところです。

しかしながら、当初は平成21年末の供用開始を予定していましたが、事業の遅延に伴い、対象となる固定資産の取得が平成22年夏頃と見込まれて

いることから、その取得期限が平成23年3月31日 市町村交付金法附則⑯)。
まで延長することとされました(国有資産等所在

十三 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の 税率引上げ

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があることとされ、平成22年度においては、国と地方をあわせて1本当たり3.5円の税率引上げを行うこととされました。

そこで、道府県たばこ税の税率については現行の千本につき1,074円を1,504円(430円の引上げ)に、市町村たばこ税の税率については現行の千本につき3,298円を4,618円(1,320円の引上げ)にそれぞれ引き上げることとされました(地法74の5、468)。

また、いわゆる旧3級品の製造たばこに係る道府県たばこ税の税率については現行の千本につき511円を716円(205円の引上げ)に、市町村たばこ税の税率については現行の千本につき1,564円を2,190円(626円の引上げ)にそれぞれ引き上げることとされました(地法附則12の2、30の2)。

これらの改正は、平成22年10月1日から施行されます(地法附則1二)。

2 税率引上げに伴う手持品課税

これまでのたばこ税の税率引上げの場合と同様、平成22年10月1日において、製造たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、国と地方が協力しながら手持品課税を行うこととされました。

これは、小売販売業者が旧税率で仕入れた製造たばこを税率引上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合には新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に利得することになること等の理由により実施されるものです。

具体的には、新税率が施行される平成22年10月

1日(以下「指定日」といいます。)前に旧税率によって課税された製造たばこを指定日において販売のために所持する卸売販売業者等又は小売販売業者について、国のたばこ税における手持品課税の納税義務者となる場合には、同時に地方のたばこ税の手持品課税の納税義務者となります。これらのうち卸売販売業者等については手持品課税される製造たばこの貯蔵場所、小売販売業者については製造たばこを直接管理する営業所の所在する道府県及び市町村へ納税することとなり、税率は、新旧税率の差額(引上げ額)に相当する額となります。具体的には、道府県たばこ税については千本につき430円(旧3級品は205円)、市町村たばこ税については千本につき1,320円(旧3級品は626円)となります(地法附則6②一二、12②一二)。

納税義務者は、卸売販売業者等については貯蔵場所ごとに、小売販売業者については営業所ごとに定められた様式によって指定日から1か月以内(10月31日が日曜日であるので実際は11月1日が期限になります。)に申告しなければならないとされました(地法附則6③、12③)。

国と地方が一体となって手持品課税をするため、納税義務者の事務負担の軽減の観点から、申告書は複写式として、一度の記入で国、道府県、市町村の申告書が同時に作成されるように工夫することとされています。その提出についても納税義務者の事務負担の軽減を図るべく、税務署長、道府県知事、市町村長のいずれかに複写式の申告書を提出すれば、それぞれの提出先に提出したものとみなすこととされました(地法附則6④、12④)。

そして、申告した税額については、平成23年3月31日までに道府県及び市町村へ納付しなければならないとされました(地法附則6⑤、12⑤)。

3 市町村たばこ税の課税の適正化

- (1) 市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、市町村から製造たばこの小売販売業者に対し、当該小売販売業者に売り渡した製造たばこに係るたばこ税額として当該小売販売業者に製造たばこの売渡しを行う卸売販売業者等から当該市町村に

- ・納付されたたばこ税額
- ・納付されるべきたばこ税額
- ・納付されることが見込まれるたばこ税額の見込額

が一定の額以上であることを条件として、交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付

を受けない給付金及び貸し付ける貸付金を禁止することとし（地法485の14）、平成22年4月1日から施行することとされました（地法附則1）。

- (2) 平成16年度に創設した昼間流入人口を含む成人人口一人当たりの市町村たばこ税額が全国平均の3倍を超える場合にその超える市町村たばこ税額に相当する金額を都道府県に交付する制度について、その基準を3倍から2倍に引き下げることとされました（地法485の13①）。この改正は平成22年4月1日から施行され（地法附則1）、平成22年度たばこ税収について2倍を超える市町村が翌23年度に都道府県に交付することとなります。

十四 事業所税

1 廃掃法に基づく広域認定を受けた事業に係る施設に対する特例措置の廃止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一定の一般廃棄物又は産業廃棄物について広域的に廃棄物処理を行おうとする者は、同法の特例として環境大臣の認定を受けた場合に広域的な処理を行うことができるとされてきたところですが、

この認定制度は、製品が廃棄物になったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売の事業等を行う者が広域的に行うことにより、廃棄物の自主回収や再生利用を促進し、当該廃棄物の減量その他の適正な処理の確保を目的

とするものです。

事業所税においては、当該認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する施設に対する資産割について、課税標準を4分の3控除する特例措置が講じられてきたところですが、今回、税負担軽減措置等の見直しに伴い、適用件数が少ないこと、適用金額が小さいこと等から、当該特例措置を廃止することとされました（旧地法附則33④）。

この改正は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成22年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用することとされています（地法附則13）。

十五 国民健康保険税

1 減額措置に係る基準の見直し

国民健康保険税の負担に当たっては、所得割及び資産割で構成する応能割と被保険者均等割及び世帯別平等割で構成する応益割の比率は50：50を標準としてきたところですが（地法703の4④）。

この比率は、市町村の実情に応じて変更するこ

とができ、低所得者への負担を避けるために応能割合を高める傾向がみられたため、平成7年度改正において、それまで一律6割、4割の減額措置について、応益割合が45%～55%の市町村にあっては7割、5割、2割の減額とすることとし、標準割合に近づけるような措置が講じられてきたところですが（地法703の5①②）。

なお、応益割合が35%未満の市町村にあっては5割、3割の減額（当分の間6割、4割の減額が可能（平成7年国保改正令附則10））とされてきたところでは、

その後、標準割合に近づける市町村が増え、平成7年度当時全体で36%であった応益割合が平成20年度には46%にまでなりました。今後、課税限度額を引き上げていく場合、所得割の按分率を適時適切に調整しなければ応能割の比率が高まり、50：50の標準から乖離し、減額割合を変更せざるを得ないことになります。また、課税総額が増加していく中で50：50を維持するとなれば、応益割負担を増やさざるを得ず、低所得者の負担も増えてきます。

そこで、平成22年度以後の国民健康保険税の減額措置について、応益割合にかかわらず市町村の判断により減額割合を選択できることとされました（地法703の5、地令56の89）。

この改正は、平成22年度以後の国民健康保険税から適用することとされています（地法附則15）。

2 非自発的失業者に対する軽減措置の創設

協会けんぽなどの被用者保険に加入していた者が解雇や倒産によって失業した場合には、原則として国民健康保険に加入することとなりますが、その場合の国民健康保険税の算定においては応益割負担が求められ、また、所得割の算定や減額判定も在職期間であった前年所得を基に行われるこ

とから多くの場合負担が過重となるところです。

このような失業等により負担が過重となる者については、これまで各市町村が条例に基づき徴収猶予や減免を講じてきたところですが、今回、国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者（特例対象被保険者等）である場合においては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年所得の中に給与所得がある場合にはその給与所得は100分の30に相当する額によるものとして所得割を算定するとともに、減額判定することとされました（地法703の5の2①）。

これは、解雇や倒産等の非自発的失業者については何らの準備もなく突然職を失い、収入が途絶えてしまうという特殊事情に配慮して創設することとされたものです。

なお、対象となる「非自発的な理由により離職した一定の者（特例対象被保険者等）」とは、国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち①雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者あるいは②同法第13条第3項に規定する特定理由離職者であって受給資格を有するものとされました。なお、これらの者のうち、離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限定しているところです（地法703の5の2②）。

この改正は、平成22年度以後の国民健康保険税から適用することとされています（地法附則15）。

十六 地方税における税負担軽減措置等の透明化

1 経緯

地方税における税負担軽減措置等の透明化に関する法制的な対応は、政府税制調査会に設置された「租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム（租特PT）」において、いわゆる租税特別措置透明化法（租税特別措置の適用状況の透明化等に関

する法律。以下「租特透明化法」といいます。）の枠組みとともに議論されました。

平成22年度税制改正大綱においては、租特PTの議論を踏まえ、「地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要」が記載されました。そこで、「地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措

置を講ずる。」とされたことを踏まえ、地方税法の改正が行われました。

2 制度の概要

創設された第七章（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等の国会報告）において、地方税法に規定された税負担軽減措置等についての適用の状況及び租税特別措置の規定により地方税に直接の影響があるものについての影響の状況を、総務大臣の義務として、毎年度報告書にとりまとめ、その年度に開会する国会の常会に提出することを常例とする旨が規定されました。

また、この報告書をとりまとめるに当たり、課税団体である地方団体の事務負担及び納税者の法的義務を新たに求めることはせず、現在とりまとめられている統計資料（「固定資産の価格等の概要調査」など）と、財務大臣から提供される適用実態調査情報その他の資料又は情報によって、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等を把握することとされました。

特段の新しい事務負担や義務を求めなかった趣旨は、主には以下のとおりとなります。①現時点における既存の統計資料によって、適用額などの地方税における税負担軽減措置等の適用実態等が相当程度把握できること、②地方税は、国において地方税法が制定・改正されるものの、各地方団体が課税主体として、各々の税条例により課税を行っていることから、地域主権の観点から、地方団体に対し事務負担を求めることには慎重であるべきこと、③地方団体が多数にわたることから、特に法人関係税について地方団体ごとに適用額の明細書などの添付を義務付けると、納税者の事務負担が過重なものとなるためとなります。多数の地方団体が各々の税条例によって地方税を課しているのは地方税の特質であり、この特質に応じて、国会に提出される地方税における税負担軽減措置等の適用状況等の報告書に盛り込む項目について、規定をしています。

なお、地方税法本則に一章を加えることとしたのは、地方税に関する取扱い、基本的に地方税

法において一覧性を持って規定していることから、別法を立てることなく、地方税法に規定することが適当であるためです。また、今回の措置の内容は、地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等の国会報告についての規定整備であり、また、その対象が地方税法本則、附則に規定する措置又は特例を通した恒久的な規定であることを考慮し、地方税法本則の末尾に新たな章を設けたものとなります。

3 制度の詳細

(1) 第757条（用語の意義）について

① 第一号「税負担軽減措置等」について

「税負担軽減措置等」は、道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税について、地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、この法律により規定されたもの（地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除きます。）となります。

「道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税」については、今回の透明化の主要対象であり、かつ、地方税において主要税目である道府県民税、事業税、市町村民税及び固定資産税について例示し、地方消費税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税、たばこ税、事業所税などについては「その他の地方税」に含むものとなります。すなわち、地方税においては、地方税法に規定する法定税目は、基本的に対象となります。

「地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置」とは、地方税の本則、附則を通して、担税力への配慮や負担の適正化

のための調整、納税者一般に対する負担軽減など、税制の制度設計上当然に措置されている本来的な取扱いを定めるものとなります。

「これらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例」とは、本則、附則を通し、特定の分野の政策を推進するために、特定の者に対して特定の要件に該当する場合に税負担を軽減し又は加重し、又は手続的な特別扱いなどの特例として規定するものを指します。

「この法律により規定されたもの」とは、地方税法本則、附則を通して規定されているものを対象とすることを指します。この点は、租税特別措置法に規定する措置・特例のみを対象とする租特透明化法と異なる点となります。金子宏著「租税法」においては、「租税特別措置というのは…何らかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置のことで…その大部分は、租税特別措置法によって定められているが、所得税法・法人税法などの一般法で定められている措置の中にも、租税優遇措置の性質を持つものが少なくない。」（第十四版、P79、弘文堂）とされています。地方税法は、前述のとおり、地方税に関わる取扱いが基本的に一覧性を持って規定されているものですが、大まかにいえば、本則が国税の各税法（国税通則法、所得税法、法人税法など）に当たるもので、原則として税制の設計上基本となる措置が規定されているものであり、附則は、国税の租税特別措置法に当たる暫定的な特例が規定されているものとなります。しかし、本則においても、例えば事業税における社会保険診療報酬の実質的非課税措置、固定資産税における課税標準の特例措置など、特例的な取扱いが規定されており、また、個人住民税においては、租税特別措置法において規定されている特例を本則に規定している例があります。こ

のような観点から、地方税における税負担軽減措置等については、附則に限定することなく、地方税法全体の規定をまずは対象とすることとされました。

その上で、前述の金子租税法にあるように、「何らかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置」が透明化の対象とされるべきものであるため、「税負担軽減措置等」は、地方税法の規定から一定の規定を除いたものと定義されています。

まず、「地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定」が例示されています。これは、地方団体がその独自の判断により課税自主権を発揮するケースを除外するものであり、具体的には、公益等による不均一課税等（地法6）、受益による不均一課税等（地法7）、条例による独自減免（地法61等）、制限税率（地法72の24の7等）など、地方団体が独自に税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定を除外対象とするものとなります。

「地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定」は、租特透明化法並びの規定であり、手続的な特例や租税回避行為の防止に係る規定は除外するものとなります。

これらの例示した規定も含めて、除外する規定は「その他の政令で定めるもの」として、地方税法施行令に委任されています。「その他の政令で定めるもの」としては、例示した規定のほか、所得再分配や担税力への配慮等、適正な税負担を求める観点から措置されている人的・用途非課税や所得控除などの規定、負担の適正化のために講じられている固定資産税の負担調整措置や法人事業税付加価値割の雇用安定控除、資本割の圧縮措置などの規定、また、個々の税目固有の制度設計の要請から講じられているもので、広く一般の納税

者に適用されるもの（土地の用途（宅地、商業地、農地等）ごとに異なる税負担を設定する土地課税特有の措置である固定資産税の住宅用地に係る措置や、不動産取得税の1,200万円控除など）の規定があり、これらについては、政令において条項を特定し、除外するものとされています。

② 第二号「租税特別措置」について

租特透明化法第2条第1項第1号に規定する租税特別措置をいいます。

なお、この租税特別措置とは、租税特別措置法に規定されたものに限られ、各税法に規定されたものは含まれないこととされています。

③ 第三号「適用額」について

総務大臣が国会に提出する報告書（地法758①）には、税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額が記載されることとされています。

「適用額」とは、税負担軽減措置等の適用を受けた者が、その適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額をいいます。「これらに準ずる金額」とは、課税標準額を想定しています。

④ 第四号「適用実態調査」について

租特透明化法第2条第1項第9号に規定する適用実態調査をいいます。

道府県民税、事業税又は市町村民税は、それらの課税標準として法人税若しくは所得税の所得の計算の例による所得又は法人税額などを用いていることから、国税の租税特別措置の影響を直接受けるものがあります。その影響額は報告書に記載することとされていますが、対象となる租税特別措置は、国税において適用実態調査が行われたものに限られるとされています。

⑤ 第五号「適用実態調査情報」について

租特透明化法第6条第1項に規定する適用実態調査情報をいいます。

地方税法第759条（適用実態調査情報の利用等）の規定により、総務大臣は、財務大臣に対し、適用実態調査情報その他参考となるべき資料又は情報の提供を求めることができることとされていますが、この「適用実態調査情報」とは、「適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録に記録されているもの」となります。

(2) 第758条（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）について

地方税は、税条例によって地方団体が課税、賦課徴収を行い、かつ、多数の団体で課税実務が行われていることから、地方税における税負担軽減措置等の適用実態等の把握は、地方団体と納税者の双方に新たな事務負担を求めず、既存の統計資料及び財務大臣より提供される適用実態調査情報その他参考となるべき資料又は情報に基づいて行うこととされています。

ここでいう既存の統計資料とは、地方自治法第252条の17の5（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求）第1項の規定に基づく「道府県税の課税状況等に関する調」、市町村税の課税状況等の調」や、地方税法第422条（総務大臣に対する固定資産の価格等の概要調査の送付）の規定に基づく「固定資産の価格等の概要調査」などを指すものとされています。これら既存の統計資料について改善を加えることによって、地方税における税負担軽減措置等の適用実態等を把握することとされています。なお、適用実態等の把握は現行規定及び後述する地方税法第759条の規定により行うもので、調査のための新たな規定は不要とされています。

なお、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会への報告は、既存の統計資料のとりまとめなどであり、また、地方税の課税事務は政府の予算と直結しないものであるため、租特透明化法に規定するような内閣の義

務ではなく、総務大臣の義務として行うこととされています。

① 報告書に盛り込まれる項目

この報告書には、次のような項目を盛り込むこととされています。

税負担軽減措置等については、これに該当する措置又は特例ごと適用額の総額を記載するとされています（地法758①一）。なお、適用額の総額は、特例の性質に応じて、増減した税額、所得の金額又は課税標準額を「適用額」として、その総額を記載することとなります。

また、租税特別措置の直接の影響を受ける道府県民税、事業税又は市町村民税については、適用実態調査情報に基づき推計したこれらの税への影響額を記載することとされています（地法758①二）。なお、推計対象となる租税特別措置は、所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限られることとされています。これは、租特透明化法に規定する租税特別措置であっても、適用実態調査（租特透明化法4）が行われない措置・特例がありえることから、特にこのように規定したものととなります。

このほか、「その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項」を記載することとされています（地法758①三）。この規定を根拠として報告書に盛り込むべき事項として想定しているものは、把握が可能な特例についての適用者数や適用件数などとされています。なお、適用件数については、地方団体が多数にわたり、名寄せが困難であることなどの特殊性があることから、原則として盛り込む項目とはされませんでした。

なお、高額適用額については、法人関係税は事務所・事業所所在の地方団体が多数にわたる場合に名寄せが困難であること、また、地方税は連結納税制度を採用しておらず、個

別の法人ごとに課税されていますが、国税では連結グループとして高額適用額が把握され、個別の法人ごとの適用額を把握するわけではなく、推計が困難であること、などの理由から、地方税においては報告項目として想定しないこととされています。

② 提出時期

総務大臣は、作成した報告書を国会に提出しなければならないとされています。この場合において、この報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とすることとされています。

すなわち、平成24年度の報告書は、平成25年1月に開会する通常国会に提出されることとされます。これは、租特透明化法第5条の規定による適用実態調査の結果に関する報告書の提出時期と同様となります。

なお、報告されるべき「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等」は、基本的に、当該年度にとりまとめられる「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税の課税状況等の調」や「固定資産の価格等の概要調書」などの統計資料により把握した適用の状況及び当該年度の適用実態調査の結果に関する報告書にその適用状況が盛り込まれる租税特別措置に係る適用実態調査情報に基づき推計した道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況をいいます。

(3) 第759条（適用実態調査情報の利用等）について

総務大臣は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成するために、税負担軽減措置等の適用の実態及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の実態を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報その他参考となるべき資料又は情報（以下「適用実態調査情報等」といいます。）の提供を求めることができることとされています（地法759①）。

これは、租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額を推計するために必要な情報を財務大臣に提供を求めることが主な目的となりますが、個人住民税では、租税特別措置法の規定と同様の規定を地方税法で規定している措置・特例があり、このような措置・特例の適用実態の把握には財務大臣からの適用実態調査情報等の提供が必要なことから、「税負担軽減措置の適用の実態」についても目的として規定されています。

また、適用実態調査情報以外の「その他参考となるべき資料又は情報」は、申告所得税標本調査、民間給与実態統計調査、会社標本調査などの統計調査に係る資料又は情報で、現在も提供を受けているものが想定されています。

財務大臣は、総務大臣からの資料提供の要求があったときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報等を提供するものとされています（地法759②）。これは、財務大臣の応諾義務を規定するものとなります。

これらの規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、適用実態調査情報等を適正に管理するため必要な措置を講じなければならないとされています（地法759③）。この適用実態調査情報等は、総務大臣が国会に提出する報告書を作成する目的以外の目的のために、利用又は提供してはならない（地法759④）と規定されています。

なお、地方税法第759条の規定は、租特透明化法第6条（適用実態調査情報の提供）の特例として位置づけられる規定とされています。租特透明化法第6条は、政策評価のために必要があると認めるときは、財務大臣に対して適用実態調査情報の提供を求めることができる旨の規定であり、租特透明化法第7条（適用実態調査情報の適正な管理）、第8条（適用実態調査情報の利用制限）は租特透明化法第6条に関し適用されるものであるため、適正管理義務と利用

制限は、地方税法においても規定を置くこととされました。

適用実態調査情報に係る守秘義務（租特透明化法9）及び罰則（租特透明化法12）については、租特透明化法第9条が「適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者は、当該適用実態調査情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。」と規定しており、広範に対象が読み取れることから、財務大臣から提供を受ける適用実態調査情報についても租特透明化法の該当規定が適用されると解されるため、地方税法において特段の規定を置く必要はないと整理されています。

(4) 第760条（総務省令への委任）について

第7章の規定を実施するために必要な事項について、総務省令で定める旨の規定となります。

(5) 施行日

原則施行日は、平成22年4月1日とされています（改正地法附則1）。

なお、第758条の規定（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）は平成24年4月1日の施行とされています（改正地法附則1六）。これは、適用実態調査の結果に関する報告書の提出（租特透明化法5）に係る規定が平成24年4月1日とされていることとの並びとなります。この規定により、平成24年度に開会（すなわち平成25年1月に開会）する国会の常会に提出される報告書が最初の報告書となります。

また、第759条の規定（適用実態調査情報の利用等）は、平成23年4月1日の施行とされています（改正地法附則1四）。これは、並びの規定である租特透明化法第6条第2項、第7条、第8条第2項の規定が平成23年4月1日から施行されるためです。